

一、狂犬に會ふたら何うすれば宜いか。左に我が邦狂犬病研究者の泰斗たる醫學博士梁本明氏の談話を掲ぐ
 狂犬の鑑別法。狂犬には三期の症状がある、第一期は沈鬱状態と云ふので、今迄兒童等と一緒に活潑に遊んで居つた犬が俄かに元氣が衰へて來て、椽の下や廊下の隅などの薄暗い箇所に潜み且つ食慾も減るのである、第二期は狂燥状態といふので、一體の相貌が變り且つ音色も平生とは異つて來る、例へば上つて居つた尾が垂れる、半ば口を開いて右か左の方に舌を出して口角からだら／＼唾液を流し、顔面が弾み眼が充血し歩調が亂れ暴動が不穩になる等である、第三期は麻痺状態と云ふので、四肢が痺れて終に斃れる、家犬を有する家庭に在ては第一期の症状が分つた場合は直ちに然る可き獣醫の手に治療を托するのが急務である、吾人に取つて一番危険なのは第二期症状時代で人間に咬み付くのも即ち此の燥狂時代であるが、少し注意して視ると以上の相貌は大抵分る、出逢ふ時の注意、危険時代（燥狂時代）は視力が弱つて居るから平生の様に其處彼處に眼を配らずに、眼前に電柱が有らうがポストが有らうが將た又人間が居らうが一向顧着せず其等の物にぶつかり乍ら一直線に走るのである、加之凡て己れの眼前に現はれて歩行の障害となるものは人間と云はず他の動物と云はず電柱ポストと云はず何でも角でも咬み付くのである、故に狂犬に逢ふ場合は決して狼狽せず心靜かにそつと避けて居るとよるしい、此方で聲を揚げたり途を遮つたりすると氣が付いて却て咬み付くのであるが、視力が弱つてゐるからそつとさへして居ると知らずに通り過ぎて仕舞ふのだ、就中子供衆には此の消息を教へて置き、狂犬らしき犬に出逢ふ時は前記の様に身を避けしめるやうに注意するが肝要である、又警察官なども巡視の際能く氣を付けて斯る狂犬を退治することに盡力して貰ひ度ひのである

一、學校ノ窓ノ手摺ニ凭タル、ナ

若シ手摺落ツル時ハ自分ハ手摺ト共ニ落ツベシ、職人ガ粗末ノ拵ヘ方ヲ爲セルヲメ
 往々手摺ノ落ツルコト無キニ非ズ

一、學校ノ梯子段ノ欄干ニ摺マリ滑リ下ルナ

一、學校ノ梯子段ヲ急ニ駆降ルナ

小學生の變死。教場の二階より墜ちて、大正二年四月二十二日午後零時二十分頃、下谷黒門尋常小學校内にて、同校三學年二の組男生、下谷區黒門町十四番地商土肥光太郎長男賢太郎（一〇）が、二階教場より便所へ行く途中階子段より墜ちて人事不省に陥りしかば、同町村尾醫師を招き應急手當を加へ、校醫金澤醫士及自宅より出張させし西町富田醫士等診察の上樂山堂病院に昇込みしが、同三時半遂に死亡したり、原因は授業中受持訓導橋本渡に用便したしと頼みしに、今五分にて休憩する故暫らく待てよと言はれしが堪へ切れず、驅け出でしに間もなく同學年一の組受持訓導武政より、賢太郎が階下にて氣絶し居れる旨急報ありて大騒ぎと爲りたる由

章四

一、鐵砲ヲ弄ブナ

一、大正二年一月父ノ鐵砲ヲ弄ビ、彈丸ノ込メアラザル者ト思ヒ、過ツテ弟ヲ銃殺セ

ル少年アリ

- 一、銃獵ニ出掛ケ、過ツテ人ヲ射殺セル者往々アリ
- 一、獵銃、拳銃ヲ仕舞ヒ置ク時ハ、彈丸ヲ込メ置クベカラズ
 過テ行人ヲ射殺 山梨縣東山梨郡西保村九七渡邊福太郎は、五日午後五時頃去月使用せる銃を修繕せんとして持ち出だし、月に立掛けし儘仕事をなし居る内其の銃が側れしが、中に彈丸殘留しありしと見え、其の拍子に引金外れて發砲し、折柄通行中なる同村渡邊常雄の頭部に命中して重傷を負はせ大騒ぎとなれるが、常雄は六日午後八時頃に至り絶命し、福太郎は過失殺傷罪として引致され取調中(大正二年十一月)

- 一、空氣銃ヤ吹矢ナドニテ雀ヲ撃タントスルモ、地上又ハ低キ枝ナドニ居ル者ヲ撃ツベカラズ

- 一、大弓及手製ノ弓ハ安全ナルのナケレバ必ズ射ルベカラズ

- 右三項ハ何レモ人ヲ射撃シテ負傷セシメタル例少カラザレバ、能ク能ク注意スベキコトナリ

- 一、赤子ノ泣キヲ止メントシテ、赤子ノ身體ヲ振ルナ、

振レバ腦ヲ振リテ、頭痛持トナラシムル害アリ

一、水ヲ汲ム時ハ油斷スルナ
 井戸に陥つて死す 静岡縣濱松町生れ當時下谷區仲御徒町四の四八水野惣次郎方井上せん(三八)は、明治三十一年二月廿三日午後五時頃裏の井戸端にて洗濯中水を汲まんとする際、過つて足をこらし、眞逆様に井中に陥りたるより、附近の若菜岩井久太郎吉浦金三郎の兩名が、夫れと氣付き早速近所總掛りにて引上げ、附近の小泉醫師に擔ぎ込みて手當を加へたるより、一時蘇生したるが間もなく絶命し、屍體は惣次郎に引渡さる、釣瓶に命を取らる 明治三十二年八月十一日午前十一時頃牛込區袋町三五吉田お若の實母中島おつね(八六)は、自宅内の掘井戸にて水を汲み居る内、釣瓶の爲に釣り込まれて井戸へ落ちたるを、お若の内縁の夫高橋源次郎が認め、近傍の人々と共に救ひ上げ同町の寺田醫師を呼びて手當を加へたるも死亡せしかば、牛込署より森下警部蒲生醫師と共に現場に出張して、檢視の上屍體はお若に引渡されたり

- 一、癩疹ヲ出來ザラシムル様注意スベシ

毎日水仕事ヲスル人ニ癩疹ヲ患フル者多ク、殊ニ雑巾掛ヲスル人ニ多シ、雑巾掛ヲスルモ、其ノ都度石鹼ニテ手ヲ洗ヒ不潔物ヲ落シ、脂類ヲ塗り置ケバ、其ノ害ニ罹ラズ

一、**疥癬凍傷の療法**、**疥癬の原因と療法**、冬は毛穴より汗又は皮脂の出方も減り随つて夫等の物が皮膚を潤して滑かにする事も減る上に、更に濕氣多き寒風が觸るゝ爲、皮膚の上皮乾燥して荒れ龜裂を生ずるが即ち疥又は癬なり、故に汗皮脂等出方の多き質の人は、殊に疥癬に苦しめられ易し、因て脂にて皮膚を常に潤し、一方寒き空氣に堪ゆる様に皮膚を保護し、一方皮膚を軟かに潤ほす様にすれば、疥癬は豫防し得べし、刺戟の無き其の脂類即ち豚脂、ワセリン、メルツ水、リスリン、クリーム類等を空氣に當り易き皮膚に塗るが良し、但しリスリンには水分を除る性質ある故其の儘使へば却て餘計に荒るる事あれば、水をリスリンの分量と同じ程交ぜて使ふが良し、クリーム類も五月蠅を忍びて多く塗るには及ばず、薄く塗りて良し、蜜柑、橙、柚等の汁を塗るも宜けれど是等は一時の功しか無し、脂類ならば長く功あり、入浴して温まり皮膚の柔くなりし時クリームなど塗れば尙宜し、尙其の上に寒風の直接に當らぬ様平素温かき手袋、足袋、頭巾等を用ゆれば更に宜し、▲凍傷の原因と病狀、凍傷は皮膚が寒氣に觸れて其處の血管が縮むが最初にて、夫を棄ておけば其の血管が麻痺して汚れし血（靜脈血）が澤山其處へ集り來り、即ち其處へ充血を起して、痒くて熱く燃ゆる様なる感を起し、色も其の邊一帯に赤くなり靜脈血が集まる事として其の中心は紫色となる、是は凍傷の初期即ち第一期の有様なり、尙棄置けば其處が腫れ水泡等をも生じ來る、是は血管より外に血が溢れ出す爲なり、總て其の水泡破れて崩る、之を凍傷の第二期とす、其の上尙一層強き寒氣に遇へば更に體內深き處迄犯されて、遂に骨の中の血の循環迄も妨げられて其處は全く死したる、茲に至れば其の處を切斷する等の大手術必要なるに至り、場合によれば生命にも關はる、是が即ち第三期なり、▲凍傷の出來易き人、畢竟凍傷は寒氣の爲に血の循環を妨げられて起る病氣なれば、殊に貧血

の人、腺病質の人、營養不足の人、酒客などに多く出來るなり、酒客は血管が厚くなりて彈力無くなり居る故、自然血の循環も悪く、随つて寒氣に堪ふる力も酒飲まぬ人よりも強き故に、殊に凍傷も出來易きなり、同じ理由にて身體中にも血の循環の活潑に出來難き所寒氣に最も長く觸るゝ所に、最も能く出來るなり、即ち鼻の頭、耳朶、手足の指先等に能く出來るなり、殊に指先などは、血の元なる心臓より最も遠き所にて、血の循環最も悪き所なる故凍傷も最出來易きなり、▲凍傷の普通療法、第一期だけにて治る人にては度々繰り返して何時も棄置けば、血管の働き悪くなりて遂には慢性になるものなれば、常に心して極く初期の中に早く治すが肝腎なり、夫には毎日朝夕廿分程宛湯（鹽湯ならば温めて尙宜し）の中に手足其の他凍傷に罹り易き所を浸すが宜し、廿分程経たば能く拭て硼酸軟膏又はクリーム其の他疥癬にも使ふ脂類を附置が宜し、其の邊一帯に赤くなり、又紫色になりし時には、亞鉛華軟膏、サルチルサン軟膏、沃度丁機、沃度グリセリン、イヒチオール軟膏など塗るが宜し、但し沃度丁機は下手に使へば却つて刺戟して悪くする虞あれば、醫師の差圖を得て使ふ方が安全なり、▲體質の悪き人の凍傷療法、併し貧血の人、腺病質の人、心臓悪き人、暫時立ち居れば足など紫色になる人等、凡て本來血の循環の悪き人は、一時の豫防位にては効少し、故に斯かる人々は日頃より冷水擦拭（冷水に浸せる手拭類にて強く皮膚を摩る事）を行ひ、又適度の運動を爲し又は腹式呼吸なども宜く、貧血の人は鐵劑を飲むも宜し、凡て體質を先づ丈夫にする事が第一なり、其の上寒さに向へば皮膚が直接に寒さに當らぬ様、手足に温き手袋足袋等を拵め、耳朶鼻頭等は襟巻にて蔽ふ等の方法にて、充分豫防するが宜し、▲冬季と白粉、婦人の白粉には亞鉛華ありて、亞鉛華は水分を取る性質ある故、白粉を附ければ皮膚より水分を餘計に取る傾向ある故、冬白

粉を着けるには、脂類なるクリーム類をも併せて使ひて調和させて、皮膚の荒れぬ様にするが肝腎なるべし、殊に白粉を皮膚に擦り込むなどは、毛穴より皮脂汗などの分泌して皮膚を潤はすを妨ぐる故、殊に悪し、併し冬白粉を附ける事は、一方より見れば皮膚を保護する事になれば決して悪き事に非ず

尋五

- 一、頭、横腹、下腹ハ、最モ大切ナル所ナレバ、損傷セザル様注意スベシ
- 一、世ニ我が子ノ頭ヲ撲ツ親アリ、其ノ子ハ頭痛持ノ人トナル
- 諸子試ミニ林檎ヤ夏蜜柑ニ拳骨ヲ加ヘテ、其ノ皮ヲ剥ギ見ヨ、必ズ損傷セルヲ知ルベシ、殊ニ小兒ノ體ハ、未ダ實入ラズ軟弱ナル者ナレバ、大イニ戒シム可キ事ナリ
- 一、途中ナドニテ仆レ、腦ヲ打テ腦振盪ヲ起シテ死スル者アリ
- 一、蝮、蛇ナドハ體ヲ何程打ツモ死セザレドモ、頭ヲ打テバ直チニ死スルヲ見テモ、頭ノ大切ナルヲ知ルベシ
- 一、腦ヲ使ヒ過ゴシ、腦充血又ハ腦溢血ニ罹カリテ死スルモノアリ
- 一、愛兒ヲ誤殺ス、神奈川縣中郡神田村字横内農兼車夫石井國太郎妻才豊(二十八)ハ

長男ノ愛次(八ツ)ト明治四十二年十一月十日午前七時頃朝飯中、庭ニ在ル糶ヲ鶏ガ喰フヨリ、其處ニアリタル火箸ヲ投付ケントシテ、過ツテ愛次ノ右耳下ニ打込ミ即死セシメ、才豊ハ過失殺傷罪トシテ伊勢原分署ニ引致取調中

- 一、横腹ヲ損傷スレバ、肋膜炎等ニ罹カリ、下腹ヲ打突スレバ、胃腸等ノ内臓ヲ損傷スベシ
- 一、眉間、鼻下、目尻ハ、急所ナレバ、損傷セザル様特ニ注意スベシ
- 一、爪ヲ伸バズ可カラズ、爪垢ヲ溜ム可カラズ
- 爪ヲ伸バセバ、爪垢タマリ病毒等ヲ貯藏スル害アリ
- 爪ヲ伸バセバ、知ラズ識ラズ自身ヲ搔キ傷ムル事アリ、又物ニ當リテ爪ヲ剥ガス恐レアリ、現ニ麻布高等小學ノ生徒ニシテ、遊動圓木ヨリ降ル、時、足ノ拇指ノ爪ヲ剥ガセル者アリ、世ニ小指ノ爪ヲ伸バセバ、運宜クナルナド云ヒテ、長ク伸バセル者アレドモ、是レ迷信ナリ

一、怒リニ乗ジ、友達子供等ヲ打チ、又ハ突クベカラズ、怒ラザル時ニテモ、腕力ニ訴フルハ宜シカラズ、殊ニ怒レル時、大人ノ力ヲ以テ、力ノ有ラン限リ子供ヲ打ツガ如キハ、往々死ニ至ラシメタル前例アレバ慎シム可キコトナリ、又人ノ眉間、目尻、鼻下、脊骨、胸腹、横腹等ヲ突キテ死ニ至ラシメタル例モアレバ是レ又慎シムベキコトナリ

一、眼中ニ少シ大イナル塵類ヲ入レタル時ハ、人ヲシテ手拭手巾ノ如キ布類ノ端ヲ濕シ、目ニ差入レテ拭取ラシムルヲ可トス

一、凍傷セザル様注意スベシ

(イ)夏ヨリ秋冬ニカケ、毎日冷水ニ浸セル手拭ニテ手足及ビ兩耳朶ト兩耳ノ周圍ヲ強ク摩擦スベシ、是レ凍傷豫防上第一ノ有効法ナリ、手足兩耳等ヲ此ノ如ク鍛練スル時ハ、他ノ豫防法ハ幾ンド無用タルベシ

(ロ)勉メテ手足ヲ清潔ニスベシ

(ハ)手足ヲ湯水ニ浸シタル時ハ必ズ能ク拭フベシ

(ニ)手足等荒レタル時ハ牛脂、豚脂、ワセリン等ヲ塗ルベシ

一、負ケルガ勝

本郷の殺傷 被害者は即死す、明治四十二年三月十七日午後八時十五分頃、本郷區湯島四丁目三番地下宿業大成館事酒井定吉方止宿、兵庫縣人攻玉社生徒岡田也(十九)は、四五日前迄同館に止宿せし同じ兵庫縣人なる某私立大學生中村孟(二二)の爲に、仕込杖を以て左胸部を刺され、其の場に即死せしが、加害者は直ちに逃走したり、この騒ぎに本郷警察署より掛員直ちに出張し、目下加害者捜索中、獨樂で重傷 子を持つ親は注意、淺草區橋場森上胤次(三五)の長男定巳(九)は、本年六月十九日午後三時頃、同家の筋向なる荒物商矢作忠五郎(四四)の長男仙太郎(十四)と共に、自宅の戸口に遊び居る中、仙太郎は定巳と何事か口論の末、定巳の左額部に獨樂を投げつけ獨樂の心棒で骨膜に達する重傷を負はせし騒ぎに、家人は驚き急ぎ附近の安田醫師を招き、應急の手當をなし創口丈けは治りしも、腦病餘發し神田本白銀町大石病院、橋場町石川醫師、牛込神樂坂町齊藤醫師、淺草吉野町富士醫師、池田醫師等の加療を受けしも、其の効なく愈々重忠に陥り、生命危き状態なり

一、教員モ兒童モ遊具ニ注意セヨ

小學生の遭難 浦和女子師範學校附屬小學校にて、十五日午前十時頃尋常科男生五六名が、回旋塔にて嬉戯し居るを、餘念なく眺め居たる同校尋常科六年生小池善次郎長女むら(二三)の頭上に、突然其の鐵の棒が折れ、落ち來

りたれば、むらは此の鐵棒にて頭部を痛く打撲し、目下治療中なるも生命覺束なし(浦和通信)

尋六

- 一、兩手ニテ他人ノ頭ヲ持テ上グル勿レ
- 兒童ニ向ヒ、江戸ヲ見セテ遣ラント云ヒ、兒童ノ頭ヲ兩手ニテ持上ゲ、體ヲ吊ス者アリ、是レハ樞軸ヲ脫離セシムル危險アリ
- 一、危キニ登リ深キニ臨ムハ孝子ノ行ニアラズ
- 一、身體髮膚之レヲ父母ニ受ク、敢テ毀傷セザルハ孝ノ始メナリ
- 君父ノ恩ヲ報ヒ、御國ノ爲メニ働カント欲セバ、身體健全ナラザレバ能ハズ、是レ平日ニ於テ、毀傷セザル様注意スル所以ナリ
- 一、馬鹿ゲタ子供

横須賀市公郷千四百十五番地石井與吉の長男六郎(一三)は、八幡山小學校の一年生なるが、明治三十七年四月十二日正午の休憩中二年級室に於て、同級生なる市内汐入八十三番地野田吉太郎長男正(一四)と僅かの事より口論を始め、漸次言ひ募りたる揚句、六郎は突如手にせし手工用の小刀を揮つて、正の脇腹を抉りたるにぞ、校内の

大騒ぎとなり、被害者は諏訪町の和田醫院に昇ぎ込み治療中、學校にては責任を慮り、非常に秘密に附し居りしも、十四日午後に至り遂に横須賀警の探知する處となり、目下取調中、正は生命危篤なり、學生叢中に闘ふ、被害者遂に死す、明治四十二年五月四日午後二時二十分頃、本郷區駒込蓬萊町大輪寺境外墓地の叢にて、同町郁文館中學五年生小石川久堅町七二警保局崗岡中敬長男三(二〇)が、同校四年生神田區佐久間町四ノ七竹松次男柳生政雄(一七)岐阜縣本巢郡七郷村字川邊福島庄五郎弟新六(一九)神奈川縣足柄下郡酒匂村字酒匂平民政之助次男川邊辰二(一七)岡山市下田町正志長男武内熊彦(十八)の四人のため、又傷され、終に一命を失ひたる事件あり、右四人は關と放課後口論をなしつゝ、教場を出で、關を該叢に連れ込み、關が虚勢を張つて威張れるより、癪に觸りしものと見え、四人は持合せたる兇器を持つて突き撲り、遂に死に到らしめたり、駒込支署長及裁判所よりは田邊豫審判事、尼子醫師を隨へ臨檢したり、又傷の原因に付て某學生の談によれば、去月廿二日郁文館中學にて、上州新田郡太田の金山へ修學旅行の際、山下にて被害者關の弟五郎(一七)同校四年生初め四名列を離れ見えずなりしより教員が取調べたるに、五郎は腹痛のため後れたりと申立てしも、其の實五郎と森清五郎(一九)が他生を強迫して、太田町を見物せる由を密告する者あり、五郎は退校處分に違ひしが、密告者は右加害者四名なるより、關は第五郎の仇敵として四名を悪み、日頃より口論絶へ間なかりし由なれば、今回の又傷も必竟是が原因をなせしは疑ひなきものゝ如し、加害者四名は現場より逃走し行方不明なり、小學生七名重傷を負ふ、群馬縣群馬郡白郷井村石坂惣作次男高等科二年生豐作(一五)諏訪十郎長男同一年生直枝(十三)外五名は、大正二年五月十二日午後七時頃村内なる利根軌道會社用の交換手備へ付の輕便車に乗り遊び

間以内ニ死亡スルモノ往々アリ、是レ皮膚ヲ害スレバ、發汗作用ヲ營ム能ハザルニ由ルナリ

一家三人の焼死 大正二年八月十六日夜鈴鹿郡川崎村宮崎大助(三十一)が洋燈に石油を入れんとしたる際、石油罐破裂し大助並に妻小梅(三四)一子鐵次(七)の三名全身火に包まれて焼死し、本宅納屋外二棟全焼せり(津通信)

尋二

一、花火、線香、燐寸ヲ弄テ可カラズ

南多摩郡 町田村町田銀行の竹垣より發火せしも、大事に至らず消止む。原因は小兒の煙火なり、小兒七棟を燒く、相州足柄上郡金田村字田邊の藤澤利四郎方より明治三十年十一月五日午後二時頃出火して隣家に延焼し、住宅四棟物置三棟を燒拂ひて同三時半頃鎮火したるが、原因は利四郎方にて子供がマッチを弄び土間に積たる枯葉に點火したりしを、折柄家族等は孰れも野長に出でたる跡にて誰一人之を消すもの無かりし爲め、遂に大事に至りたる者なりと長野縣の大火 一村幾んど全滅す、長野縣下伊那郡市田村大字永井川喜田孝次郎長男一郎(七)が、大正二年五月三十一日午前十一時頃燐寸を以て遊戯し居る内、其の火薬に燃移り折柄吹き荒ぶ北風に煽られて見る／＼附近に燃移り、同町十二組の消防夫必死となつて消防に盡力せしも其の甲斐なく、全焼三十三時半頃十餘戸にて幾んど同村を全滅して午後二時頃漸く鎮火せるが、數名の重輕傷を出し損害取調中なり(長野發)

子供ガ馬鹿モノ八百屋お七ノ「ノツキ」ヲ見テ、火刑ノ眞似ヲシテ遊ビ、一人ノ子供ヲお七ニ擬シ吊ルシ置キ、下ニ枯草、麥藁、木片ナド置キ、「マッチ」ニテ火ヲ附ケ、朋友一人ヲ焚殺セル例アリ

一、成ルベク屋外ノ焚火ニ温ルナ、若シ温ル時ハ、能ク々々氣ヲ附ケ後方ニ退リテ温ルベシ

猛火一村を紙む 山梨縣西八代郡下九一色村巡查駐在所前の木葉小屋の傍より、大正二年十二月八日午前二時頃出火して、忽ち一部落二十二戸を燒き盡したるが、此の間僅かに二十分にて郡役所よりは急を聞きて郡書記を派遣し被害者を一先づ同村雲洞寺に收容して救助の方法を講じつゝあり、原因は焚火の火が強風に煽られて木の葉より附近の家に移りたるが爲なりと(甲府)、焚火から生不動 大正二年五月十三日、神田區和泉橋三井慈善病院二階西二號の病室に收容される府下南葛飾郡葛西村平田せん(二一)は、十二歳の時父を失ひ同村關口伊助方に奉公し居れる中、一昨年又もや母を亡ひ女の手一つにて仲太郎、留吉の二人の弟の身の上を心配しやらねばならぬ可憐なる境遇にありしが、去二月中焚火をなし後向にて暖り居れる中、火はその裾に燃え付き、宛然たる生不動を現出し、悲鳴を揚げて泣叫ぶ甲附近の人々駆け付け水を浴せて漸く消止めしが、其の爲めせんは腰部より脚部一面に大火傷を負ひ、見るも慘たらしき有様にて同院に擔ぎ込まれたるものと事なり

焚火ニテ温リ居ル時ハ、火ノ着キ易キ綿ヲ以テ製セル着物が、焚火ノ爲メニ更ラニ乾燥セル故ニ、燃移ラザルベシト油斷スル内燃へ移リ、燃へ移ルヤ否ヤ忽チ火ハ全身ニ廻ルベク、火全身ニ廻レバ縦令傍ラニ川池ナドアリテ、其ノ水中ニ飛込ムモ、既ニ全身ノ皮膚ヲ火傷シ、發汗作用ヲ營ム能ハザルガ故ニ、兩三日ノ内ニ死亡スルヲ免カレズ

一、焚火跡ニ注意シ充分ニ水ヲ注ゲ

箱根の大火 焚火から全焼五十棟、損害五萬圓 行衛不明者三名 相州箱根湯本村早雲寺山の麓なる佐藤勝之助方裏の肥料小屋より發火し、折柄吹き荒れる西の強風に煽られて燃え擴がり、火勢頗る猛烈にして四十戸の同村は全部焼拂はるべしと思はれしが、同日は温泉村及大久保村の消防出初式ありたるを以て、其の儘消防に従事したる爲め、二十三月五十棟を全焼して漸く鎮火したるが、原因に就ては目下取調中なるも、同日十二時頃電線架線中約五萬圓にして、行衛不明者三名消防夫の負傷者數名あり(小田原發)

一、煙草ノ火モ火事ノ元

一、煙草ノ吸殻ヲ路傍ナドニ棄ツベカラズ

一村幾んど全滅原因煙草の吹殻 神奈川縣下の大火、大正二年四月神奈川縣足柄下郡土肥村大字門川富岡八次郎方より、六日夜九時半發火し、折柄の烈風にて民家百十四戸二百十棟を焼失し、幾んど同村を全滅せしめ、一方は熱海方面の海岸に出て、一方は吉濱方面熱海輕便鐵道停車場前山口與一郎方にて焼止り、七日午前二時半鎮火せるが、重なる建物は駿豆電鐵會社、駿河銀行、補習學校、八幡神社等にて、村役場警察署より係官出張、直ちに炊出しをなすと共に、罹災民の救助に盡力し、劇場千歳座及潮高寺に五百餘名を收容せるが、救助を要するもの二十戸七十五名ありて、慘狀を極め、負傷者眞鶴村古田福太郎外數名あり、手當中、同村は六十一年前大火にて全焼せることあり、爾來今日に至るまで火災なかりし故、保險は日本火災の約三千圓あるのみにて、損害は約六萬圓なりと、原因は火元八次郎の兄定吉が、前夜々更くる迄仕事をなし、煙草の火が燃え上りたるものなりと、綿麻會社の焼失 横濱南太田町清水耕地綿麻紡績合資會社の工場より出火し、工場七棟と事務室とを全部焼失、損害額約十二萬圓に達して、六萬圓の保險を附し在り、原因は職工の煙草の吹殻よりなりと、本郷の小火 本郷駒込西片町三谷新太方二階四疊半の押入より發火し、全焼一戸、原因は座蒲團に巻煙草の吸殻を落し發火せしものなりと、本所の火事 本所林町二の七十紙屑問屋杉山孝次郎方より發火し、全焼八戸半焼四戸にて鎮火、原因は晝間紙屑の中へ煙草の吸殻を落せしより發火、岸和田紡績の火災 損害高約百萬圓、大阪府下泉南郡岸和田紡績會社青木分工場より大正二年七月三十一日午前十時頃已に建築を終り目下機械搬付中なる二百五坪餘の工場より出火し、本館二千八百餘坪、納屋三棟、物置一棟、器械二萬五千餘圓を全焼し、負傷七名を出し、午後三時頃鎮火せり、損害約百萬圓の見込なるが、原因は織工業が煙草の吹殻を放棄せるより發火せるなりと、而してこれ

が損失は同社百二十萬圓の積立金より支出せらるべく、會社側にてはこれが爲め會社株の暴落を恐れ、大阪北濱取引所に於て盛んに買防ぎをなすつゝあり(大阪) 木曾の火の海 延焼夜を徹し翌朝八時漸く鎮火す、大正三年八月三日正午、信州西筑摩郡王瀧村字瀬戸川の木曾御料林より發したる山火事は延焼途に同夜を徹し、四日午前六時に至りて漸く鎮火したるが、原因は同郡駒ヶ根村の板職浦野鶴吉の下請人某が棄てたる煙草の吹殻より發火したるにて、折柄吹荒ぶ東北の風に煽られて見る御料林野管理局木曾支廳の伐木事務所に延焼し、火勢猛烈御嶽山脈に及びたるが、消防夫の駆付くる迄には數時間を要する上水利不便の爲め、火は益々燃え誇りて一方御料林の伐採木材に延焼し、火の手一面に上りて光景凄壯を極め午後八時頃よりは風愈加はりて全山火の海となり、遂に三十七町九反二畝歩を焦土と化したるが、焼失したる木材は檜、樺等にして火移り好く中には百五十年以上を経て直徑一間餘に及べるものあり、天下の良材一夜にして烏有に歸したるは惜みても餘りありといふべし、家屋の焼失せしは事務所一棟入夫小屋三棟にして、全部の損害は約二十萬圓以上に上ぼるべしと(長野縣福島通信)

尋三

一、決シテ野火ヲ焚クナ

野火ヲ焚キテ大イナル山火事トナリ、山林數十町歩ヲ燒キタル例アリ、又野火ヲ焚キテ、中學ヲ退校サレタル者アリ

野火ヲ焚キテ、神社又ハ人家ヲ燒キタル者アリ、爲メニ死傷者ヲ出ダセル例少カラズ

稀有の山火事 大正二年四月岩手縣下の慘火、岩手縣上閉伊郡鍋倉方面より、三十日出火し、氣仙郡の海岸に延焼し、其の幅五里延長七里に亘る大山林を烏有に歸せしめたるが、部落區民は之れが消防に努めしも、區域擴大せるに西風強烈の爲め防火の策なく、部落民は全く困憊し果てたる爲め、遂に氣仙郡海岸民は避難の場所なく、辛ふじて船にて海に逃れたり、避難中縣會議員榮卓爾氏の家族七名は、激浪の爲めに溺死し、其の他人畜の死傷頗る多き見込にて、一日午後六時漸く鎮火したり、此の山火事の爲め、焼失せるもの二百八十六戸に及び、罹災民は食なく家なく其の慘狀言語に絶せり(盛岡發信)、北海道山火の損害 北海道山火原因に就き調査の結果、山野火入廿ヶ所、山火延焼廿四ヶ所、焚火十ヶ所、煙草吸殻八ヶ所、失火三ヶ所、瀛車の煙突飛火一ヶ所、山火再燃四ヶ所、放火二ヶ所なるが、其の焼失區域は一千三百〇四萬五千九百八十坪、焼失戸數二千五百五十六戸、(稚内町宗谷村を含む)死者十七人、負傷者十一人等なるが、損害は卅五萬七百廿七圓餘なり(札幌發電)、

一、普請場、物置、倉庫杯ニテ、煙草ヲ吸フ可カラズ

當校ニテハ、雇入レタル大工人足ニ、爐邊ノ外煙草ヲ吸フヲ許サズ 氣ノ利キタル棟梁或ハ人足ノ親方ハ、部下ノ職人ニ、普請場ニテ煙草ヲ吸フヲ許サズ

の家屋にて治療し居たるものなり、原因は多分過つて行火を顧みせしものならんとて、新宿驛より係官出張し檢視の上屍體は與兵衛に引渡されたり、

一、炬燵、行火ノ火ハ、寢ヌル時悉皆取片附ケ、尙其ノ炬燵行火ニ、十分ノ注意ヲ爲スベシ

一、炬燵ニ温リ、假寢シテ着物ノ裾ニ火ガ附キ、驚キ醒メテ屋外ニ飛出シ、不動様ノヤウニナリ焚死セル人アリ

一、着物ニ火ノ着キタル時ハ、輾ルガ最モ可ナリ

一、石油罐ナドアル所ハ殊ニ火ニ注意スベシ

一、石油ヲ商フ人ガ、油ヲ賣ラントシテ、手ランプ、豆ランプ、蠟燭ノ火ナドヲ過チテ石油罐ニ落シ、忽チ燃上リ、其ノ身ハ燒死シ、其ノ家ヲ燒キ、近隣迄モ類燒セル例少ナカラズ

一、火事ノ時ハ狼狽スルナ

狼狽シテ枕ヲ一ツ持チテ逃ゲタル人アリ、柄杓ヲ一本持チテ逃ゲタル人アリ、宜シ

ク平素心懸ケ非常持退物ト記シ置キ、極メテ必要ナル品ヲ持チテ立退クベシ

一、荷物ヲ出サントシ、荷物ニ目ヲ暗マシ、火傷又ハ焚死セル者アリ

一、熟睡中目ヲ覺マシ、火事ノ煙リ室内ニ滿テル時ハ疊ノ上ヲ匍ヒ出デヨ

一、階上ニ居リ、階段ニ火廻リタル時、隣家ノ屋根ニ傳ハル便宜ナキ時ハ、帶、揮ノ類ヲ繫ギ柱ニ縛リ附ケ、徐々ニ縋リ降ルベシ、是レ亦平生心懸ケ置クヲ可トス

一、煙突ハ月ニ二回掃除セヨ

一、煙突ノ筒ノ羽目ナドニ觸ル、部分ハ、石、煉化ナド燒ケヌ物ニテ造ルベシ

本校ノ煙突ニテ實驗セヨ

福岡縣の大火 福岡縣糟谷郡和白村字奈多村森酒場の煙突より失火、折柄の西北風激しき爲猛火四方に飛び、大福寺魚市場を始め二百餘戸を燒失、奈多村は三百餘戸の漁村なるに、二百餘戸を燒失し慘狀を極む(福岡通信)

尋五

一、置洋燈ヲ倒スナ

本郷の慘劇 母子三人燒死す、大正元年十一月十二日夜十時、本郷區駒込千駄木林町一七九邊信省技手江口榮次

郎方にて、長病ひし居る長女ツヤ(六つ)の寢顔を見んと、母キセ子(三四)が洋燈を持って蚊帳の中に入りしに看病疲れし居たる爲誤つて之を顛覆し、火は忽ち蚊帳に燃え移り、驚いて揉消さんとする中、自分は勿論蚊帳の中に寝居たるツヤ及び二男俊二(二つ)にも石油が掛つて火が附きし爲め、孰れも全身大火傷を爲し、火は幸ひ大事に至らずして鎮火したるも、三人は樂山堂病院に入院後、翌十三日相前後して死亡、親子二人の焼死、埼玉縣北葛飾郡櫻井村大字屏風農金井豊吉(六三)の長男勇吉(三八)が、明治四十三年十月二十四日午後一時半頃寢所より起出で、洋燈を携へて屋外の便所に入りたる所、誤つて洋燈を落したる爲、忽ち燃上り着衣に移り、全身火に包まれ揉消さんとしたるも力及ばず、宛然生不動の如くなりて、居宅前なる長五間巾一尺の溝堀に飛込み、溺死を遂げたるが、家人等は之を知らず消防に盡力したるも、遂に其の甲斐なく母屋に焼移り、居宅一棟と物置一棟を焼失せしむ、此の際豊吉妻とく(六一)は、烟に巻かれて逃げ場を失ひ、無慘にも焼死を遂げたるを、鎮火後兩人が見へざるより不審を起し、捜索の末発見し、杉戸署へ訴へ出で係官出張屍體は檢視の上家人に引渡さる、信州岡谷の火事、電信電話不通となる、信州諏訪郡岡谷町の下駄商中島今朝治方より、大正三年三月七日午後七時半出火し、折柄東南の烈風激しく、火の手は忽ち中島方を焼拂ふて、隣家の丸角製紙工場を甜め盡し、遂に三十六棟十八戸と電柱四本とを焼失せるが、燦火猛烈なりし爲め、消防夫七名の重傷者を出し、電柱焼失の爲め諏訪松本間の電信電話不通と爲れり、原因は洋燈顛落の爲なり、(長野)死骸累累たり、慘憺たる火事跡、大正二年六月四日午前一時半名古屋市西區敷下町菓子商近藤時次郎方の菓子製造場より發火したるを、逸早く妻の雪江(二六)が発見し火事よくと大騒ぎをなし、吃驚飛起きた時次郎が裏手の用水堀より水を汲來りて雪江と共に必死となり

て消防に力めたるも其の効なく、猛火忽ち同家を甜め盡して、隣家石田飯沼の二戸をも焼拂ひて二時半漸く鎮火したるが、真夜中の掃事とて家族の狼狽一方ならず、妻と二人で漸く長男興志一(一〇)、長女(一三)、四女のお(二つ)の三人は抱へ出したるも、二階に臥し居たる次女ひな(八つ)、三女ゆう(六つ)及び雇人なる渡邊光太郎(一六)、山住柳蔵(一七)、伊藤盛太郎(一四)、水谷新助(一四)の六名は、遂に濃々たる黒烟に包まれて救ふに由なく、何れも猛火の中に焼灰を遂ぐ、鎮火後無慘の死體となりて現はれたり(名古屋通信)

一、釣ランブノ真下ニテ、遊ビヤ仕事ヲ爲ス勿レ

將棋の争から、少年の焼死、明治四十三年十月二日午後六時三十分、本郷區根津片町二三土工大井初五郎の長男太郎(一七)と三男友三郎(一〇)が將棋をさし居る處へ、四男の四郎(八つ)が來りて、自分が太郎と遣りたしとして友三郎を突除ける機會に、釣洋燈が墜落し、友三郎は全身に油を浴びて焔に包まれたる騒ぎに、附近の者が馳集りて辛ふじて揉消し、附近の坂田醫師の手にて應急の手當を加へ大學病院へ入院せしめたる甲斐なく、三日朝遂に死亡したり

釣ランブノ下ニテ仕事シ、迂濶ニ立チテ頭ニテ衝上ケ落シ、一命ヲ損ジ且ツ失火セ
ル者アリ、宜シク洋燈ノ油壺ハ、金屬トシ、吊鍵ハ鎖製ノモノヲ用ヒ、尙吊ランブ
ノ下ヲ避ケ居ルコトニ注意スベシ

翁が麻布中學校長トシテ、同校生徒ニ訓誡セラレタル要旨ヲ左ニ
火災ノ如キハ僅々タル時間ニシテ勤勞ノ結果タル他人ノ財産ヲハ烏有ニ歸セシメ、
人力ノ再ビ得難キモノヲ灰燼ニスルノデアル、眞ニ戰慄スベキ災難デアル、而シテ
其火災ノ原因ナル者雷火ノ如ク天ヨリ降り地震ノ如ク地ヨリ生ズル不可抗力ヨリ生
ズルコトハ極メテ稀ニシテ其火元ナル者ノ不注意ヨリ生ズル者デアル、故ニ神聖ナ
ル勞働ノ結果ヲ破壞スル點ニ於テハ精神的ニ於テハ火事ヲ出スコトハ強盜ヨリ其災
ハ大キイノデアル、然ラバ火ノ元ノ用心トイフコトハ公徳上大ナル問題デアル
然ルニ實際ニ於テハ不幸ニシテ火事ガ少クナイノデアル、既ニ私ノ宅ニ於テノミデ
モ火事ヲ出サントシタ事ガ三回アツタ、一度ハ下女ガ手拭ヲ乾カストテ火鉢ノ上へ
カザシツ、居眠シテ手拭ニ火ガツキ慌テ、ランブヲ倒シ石油ニ火ガ移リ、一度ハ書
生ガ寢コロンド讀書ノ儘熟睡シランブノ火ガテーブルノ抽斗ヲ燒キヌキ其中ノ紙ニ
火ガ移リ、一度ハ下女ガランブヲ燈シタ儘他出シ窓掛ケノ布ガ風ノタメホヤノ上ニ

掛リ火ガ移リテ燃へ上ツタノデアル

余ガ知人ガ數奇ヲ凝ラシテ、建築シタ別莊ニ於テ或日ノコト座敷ノ方ニ異様ノ臭ガ
スル、即チ炭斗ノ火ガ眞火ニナツテ疊ヲ焦シタノデアル、偶々泊リ居リタルハイカ
ラ女學生ガ火鉢へ炭ヲツギ少シ煙ルトテ其炭ニハマダ火ガツイテ居ラヌト思ツテ炭
斗ノ中へ戻シ入レタノデアツタ、ハイカラ女學生ガ危ク別莊ヲ灰燼ニスル處デ有ツ
タ、近頃私ノ知人ハ佛壇ノ線香ガ倒レテ其レガ原因デ大ナル別莊ヲ燒出シマシタ、
以前ハ家庭訓育トシテハ寢ル時ハ佛壇ノ燈火ハ必ラズ之ヲ消シ線香ハ逆サニ灰ノ中
へサスノデアツタ

數年前向島ノ言問ヒ團子ノ邊ガ數軒燒ケタコトガアツタ、大學生ガ二階カラシガ
レットノ吸殻ヲ棄テタノガ庇ニ燒へ移ツタノデアル、先年長崎ノ師範學校ノ生徒ガ
煙草ヲ喫シ其吸殻ガ寢臺ノ間ニ落チタ、大カタ消ユルト思ツテ深く探サナカツタ、
遂ニ新築ノ學校ヲ全部烏有ニ歸シタノデアル

私ノ居村デ或朝耕作ニ出掛ケナガラ煙草ヲ吸ヒ煙管ヲハタイタトコロ、其吸殻ガドコヘ落チタカ見當ラヌ、大カタ消ヘタノダト思ツテ半天ヲ脱ギ椽先ノ釘ヘ掛ケ身輕ニシテ畑ヘ往キシニ、其半天ヨリ火ガ燃ヘ出シ茅屋根ヘ移リ火事トナツタ
森ノ蘭丸ハ信長ガ爪ヲトツタツノ爪ヲ捨テニ往カントシテ其爪ヲ數ヘシニ、九ツシカナイ、ナカノ見當ラヌ強ヒテ信長ノ袖ヲ振ツテ一ツノ爪ヲ探ガシテ捨テタ事ハ大ニ感ズベキデアル

今一ツ戰慄スベキコトガアツタ、余ガ知人ノ處ヘ兩三人ノ書生來リ庭前ヲ散歩中、卷煙草ノ吸殻ヲ捨タ、冬ノコトデ芝ニ火ガツイタ、大カタ消ユルダラウト思ツテ居ツタ、不幸ニシテ其火ハ原野ヲ燒ク勢ヲ以テ燃ヘ出シ、餘念ナク遊ンデ居ル三ツニナル男子ニ大火傷ヲサシタノデアル

コレニツキテ參考トスベキハ、先頃英國ノ水兵ガ横濱ヨリ新橋行ノ汽車中煙草ニ火ヲツケタルマツチヲ棄テントスルニ、三等車室ノコトデ唾壺ガナイ、水兵ハマツチ

ノ棄場ニ困ツタ、ヤガテ岩ノ様ナル掌デ火ヲ揉ミ消シテ床板ノ上ニ棄タノデアル、流石英人デアルト新聞ニ賞讃シテアツタ

カノ元祿十四年十二月十四日赤穂義士ガ吉良邸ヘ討入り本望ヲ遂ゲテ引上ゲル時、赤垣源藏ト矢部助武ノ兩人ハ、吉良ノ室内中ヲ調べ火ノ氣ノアル處ヘハ悉ク水ヲ注ヒテ引揚ゲタコトデアル

一、寢マル時モ燈火ヲ消スベシ

是レ危險ト炭酸氣ノ害ト、不經濟トヲ防グ爲メナリ

一、行燈ト雖モ、時ニ周圍ノ紙ニ燈火移リ、忽チ障子ニ燃移リテ火事トナレル例アリ、又机上ニアリシ置ランブノ火ガ、蚊帳ニ燃ヘ移リテ火事トナレル例アリ、何レモ燃ヘ易キ材料ガ、燈火ニテ乾炙サレツ、アルガ故ニ、油斷セル間ニ燃移レル者ナリ、能クノ注意スベキ事ナリ

灰ヲ捨テ又ハ取り置キ、風吹キ來リテ火事ノ起ルコト往々アリ、灰ヲ取ル時ハ火氣

ノ無キ時ヲ撰ビ、其ノ上危險ナキ場所ニ置ク可シ

灰ハ紺屋ニ賣リ、又農家ニテ肥料ニ用フル者ナレドモ、町家ナドニテ、少シ位ノモ
ノハ濕地ニ置キ、又ハ地中ニ埋ムルヲ安全トス、決シテ俵、桶ナド燃燒性ノ容器ニ
入レザルコト、スベシ

一、火消壺ヨリ火事ノ起ルコトアリ、能ク注意シ且置場所ヲ撰ビ、安全ナル場所
ニ置クベシ

一、農家ナドニテ、餅搗ノ夜、寢靜マリタル時分ニ、火事ヲ起ス事アリ、是レ「カマ
ド」ニ大イニ火ヲ焚ク故、壁ノ中ノ小前ト壁土ト離レテ、小前竹ト繩トニ火移リテ
燃へ、忽チ壁ノ中ニテ鴨居迄モ燃上ガル者ナレバ、能ク心スベキ事ナリ

尋六

一、火事ハ人ヲ負傷セシメ、人ヲ發狂セシメ、人ヲ死ニ至ラシメ、人ノ財産ヲ燒キ、
生涯苦境ニ陥キラシメ、且其ノ子孫ヲモ零落セシメ、併セテ家國ヲ貧弱ナラシムル

者ナリ

○負傷ノ例

大正二年三月五日午前零時頃本所區林町二の九〇質商松坂光(三〇)方壘所より發火し、全焼四戸半焼七月にて同
時四十分鐘火、原因は過失ならんとて取調中、此の際光の弟龜松(一八)は胸部及び面部に火傷し、又同人母お新(六
二)も面部に大火傷し、龜松は生命覺束なしと、名古屋の火事 數名の負傷者を出す、名古屋市東區高丘町杉山安
太郎方の木挽工場より明治三十六年十一月十八日拂曉發火したるが、何機木材に火の付きたるとして火勢凄まじ
く、守山縣隊及び歩兵第六聯隊より各一個中隊工兵二個中隊出動し、且つ全市の消防隊馳せ向ひて極力消防に努
めたるより、工場五棟を全焼し居室一戸並びに隣接せる愛知物産會社を半焼せるのみにて、同六時鐘火せり、發
火原因其他に就ては取調中に係るが、損害は木材のみにて四千圓、機械類五千圓に達す、又西區北町三六六工村
手末吉(三七)は屋根の檼に上りて消防中支柱焼けたる爲屋根と共に墜落して、強々頭部と脊髓を打ちて人事不省
となり、南萬町二左官鈴木菊次郎外四名は足部或は腹部に重輕傷を負ひ、目下治療中なりと(名古屋)

○發狂ノ例

横濱大火の生んだ慘劇 老人妻を斬て斃死す、横濱に慘劇あり大正二年四月十五日夜、花咲町一の七口入業伊藤
喜太郎(六三)が刃渡り六寸餘の出刃庖丁を揮つて、熟睡中なる内縁の妻三浦つる(四三)の咽喉部に斬りつけ、十
數ヶ所の重輕傷を負はせ逃走の途中、己れも亦鐵道線路に飛び込みて斃死を遂げたり、同人は先妻おきよとの間

に長男甚太郎(三七)を始め、八人の子あり、目下孰れも相當の職を得て毎月其の仕送りに依り安樂に暮し居たるが、大火の當時より喜太郎は精神に異狀を呈し、絶えずあらぬ事のみ口走り居りしと言へば、原因はその爲めなるべく、喜太郎の屍體は十六日午前五時横濱電燈會社脇の鐵道踏切にて發見せられ、つるは直に野毛山病院に入れて治療中なるも生命危篤なり、焼出されたる少女の放火、可憐なる姉と妹、大正二年三月三日靜岡縣駿東郡沼津町宇宮後鈴木お夏の孫お花(一六)は、三歳の時兩親に死別れ、姉お松と共に祖母と(六七)の手にて育てられ居る内、お松は三年前精神に異狀を起して、千本松原の海岸より投身し、其の後祖母と二人にて一入寂しく暮し居る内去三日の大火にて、家は勿論家財道具衣類一切を焼盡くし、辛くも生命丈は助かりたるものゝ、今後の生計立ち兼ねるより、祖母は沼津にて奉公し、お花は遠戚なる横濱花咲町五の六七麻真田商稻坂源之助を頼りて、去十六日より同家に厄介となり、臺所仕事をなせるに、暇さへあれば一家の不幸、我身の不運抔考へて泣暮し、深く心を痛めて其の結果精神に異狀を呈し、去廿三日午前五時半頃、同家の物置に放火し家人が消し止めたる事あり、戸部署に於て嚴重なる取調べの結果、遂に同女の放火したる事判然し、廿七日朝檢事局に送らる

○焚死ノ例

母子の焼死 北海道根室有磯町二若狹藏吉方より失火し、棟割長屋三月を牛焼して鎮火したるが、火元なる藏吉妻はな(二六)と長女はるゑ(五つ)は逃場を失ひ、猛火の中に無慘の死を遂げたり熊本の大焼死二名損害廿萬圓、鹿本郡米田村志々岐に火事起り、四十戸焼失す、損害二十萬圓也、人二名、馬一頭焼死せり、

栃木縣の大焼

栃木縣芳賀郡茂木町に大火災あり、焼失戸數實に四百五十戸に及び、全町の混亂名狀し難し、時は明治三十二年六月十日午後零時半同町上砂田町丸善事鈴木共助方より火を發し、朝來砂塵を捲いて吹く東南の烈風は、忽ち火焰を煽りて四隣に延焼し、尙ほ風下の屋並は管め盡され上砂町は瞬時にして三百戸烏有に歸し、消防隊警察官が協力にて必死の活動も烈風中として幾んど効なく、火先は又も東廊に入つて先づ大料理店四軒を焼き、更に藝妓屋四軒に延焼したれば、廓内藝妓の悲鳴を揚げて逃げ惑ふ状態まじかりしが、遂に廓内にも百五十戸を灰燼に歸し、三時半漸く鎮火せり、重なる焼失家屋としては、茂木製板會社を始め茂木分署長及び小學校長官舎等にして、焼跡よりは無慘なる四人の焼屍體現れ、其の何人なるか混亂中とて未だ詳ならず、且つ發火原因も取調中、同地重要なる産物たる蕨葉の被害亦目下取調進行中なり(宇都宮發)

火事ノ爲メニ財産ヲ焼失シ、糊口ニ窮シ、子女ノ教育ヲ中止シ、煙草工場ニ通ハシメ、衛生ヲ害シ、新聞賣子トナリテ風ヲ引カシメ、丁稚奉公、下女奉公、給仕ヲラシメ、一家營養不良ニ陥キリ、又ハ親戚ニ子供ヲ引取ラシメ、子供ヲ他人ニ呉レ、妻子離散ノ不幸ヲ見ル等、慘害ハ子孫ニマデ及ボスベシ、夫レ此ノ如ク、火事ハ家内ニ不幸ヲ見ルノミナラズ、國家ヲ貧弱ナラシム

二ヶ村全滅す。後志國島牧郡原歌村附近に山火事起りて人家に延焼し、折柄西南の強風に煽られて、原歌、千走二

村全滅に歸せり、焼失の重なる建物は郵便局、村役場、小學校等なり(函館電報)、京大理工科教場廿二室を焚き損害十萬圓、京都帝國大學理工科二階科學實驗室より出火し、同建物幅六間長さ六十三間外に袖建物等總て八十八坪の煉瓦造り二階建ての一棟を焼失し、約二十萬の損害を蒙らしめたり、新庄町大火、損害は約十萬圓にて、焼失町名は南本町、馬喰町、名古屋敷、紙抄町、停車場前通等にて百四十五戸なり、目下警察役場にて罹災民救護中なり(山形發電)、山形市の大火、明治四十四年五月八日午後四時半山形市七日町東京庵より出火し、折柄南風に吹き煽られて、猛火は飛んで先づ程近き山形縣廳に及び、瞬く間に全焼せしめ、續いて山形警察署、圖書館及び新聞社二を焼き拂ひ、午後七時に至るも鎮火の見込なく、兎焔天に沖して勢ひ凄まじく、其の混雜名狀すべからず、損害計る可べからず、北見全山悉く火黒煙濛々晝尙は暗く、明治三十三年十二月十日午後三時頃より各戸點燈する有様にして、昨電の蛟龍丸の坐標も濃霧と黒煙の爲めなり、北見國常呂郡錦沸村は全村焦土と化し、シクキ部落最も慘狀を極め、四方より包圍されし爲め、住民は一時逃路を失ひて猿間川に投じたる程なり、昨電新十津川字ニツシン村は、高臺小學校を燒し、農場等を合はせ約二百戸を燒失し、字番の澤方面五十戸下トツ村二十八戸の外、附近村落十餘戸を燒き慘狀を極む、細民は出張の官吏等の袖に縋り、泣きて救助を求むるなど目も當てられず、尙ほ延焼中、同十四日晝夕張鹿野炭坑夫長屋厩芥焼場より飛びたる火は、山林に入り、附近全部を焼拂ひ市街地四區の上なる山に移り、坑夫長屋四十戸を燒き、更に川向ひの山に延焼し、第一坑第一、二の小屋を燒き尙ほ延焼中、北海の大火、稚内全滅す、同十七日午前十時より山火延焼の爲め、北見國稚内市街地に飛火し、火勢猛烈を極め山の頂上二三戸を残すのみにて、二千餘戸の全町を燒き盡し、午後六時鎮火せり(札幌發電)、禮文

島燒く、北見國禮文郡船泊村宇神崎村山火の爲め、巡查派出所外六十餘戸を燒失し、一名の焼失者を出せり(札幌發電)

一、火事ハ復々得可カラザル貴重品ヲ燒キ、國寶モ烏有ニ歸セシム

西ヶ原蠶業講習所燒失、農事試験場に類焼して無二の貴重品を燒く、明治四十四年三月二十日府下北豐島郡西ヶ原なる東京蠶業講習所の東北隅本館の北裏廊下續の製圖室より發火し、無比の貴重品燒く、蠶業講習所の方の焼失したる諸建物中には札其の他の雜品ありし耳にて貴重品は更に無かりしも、此の農事試験場の物置の一棟の方には、同試験場が去明治十年より今日迄約三十餘年間の苦心を積んで漸くに造り上げたる日本全國各府縣の土性圖全部が納めありしに是れ皆悉く瞬間に焼失せしは實に千載の恨事なりき、損害總計にて約二萬圓許に及べるが中にも此の全國の土性圖の如きは、實に金錢に換へ難き無比の貴重品なりと云ふ、大阪南部の全滅、焼失戸數五千二百六十八戸、明治四十五年五月十六日午前一時十分大阪南區灘波新地四番町貸座敷遊樂館伊藤傳兵衛方三階より出火し折柄吹き荒む西の強風に煽られて火勢見る／＼擴大し瞬く間に焼失せるもの午前十一時半迄に五千二百六十八戸なり罹災民三萬餘人の見込、損害は既に二千五百萬圓を超え重傷者は數百名以上あり、前大火との比較、今回の大火と四十二年の大火と比較するに四十二年は七月三十一日午前四時半に發火し八月一日午前五時鎮火したれば今回の十六日午前一時十分發火同日午前十一時五十分比し十三時間餘多く燃えたる譯にて又四十二年の焼失戸數は一萬一千四百八戸にして今回は五千二百六十八戸なれば四十二年は二倍餘多數焼失したる譯なり

一 火事ハ國家ノ損害ナリ

日本ノ貧國ナルハ、火事亦一ノ大原因ヲ爲セルナリ

假令ハ、芝増上寺ノ火事ニテ五百萬圓、小石川傳通院ヲ燒キテ四百萬圓ノ損害アリ
近クハ大正二年ニ入りテ、神田、横濱、本所、沼津等ニ大火アリ、損害莫大ナリ
我が日本ハ年々火災ノ爲メニ、何程ツ、ノ損害ヲ蒙ムリツ、アリヤ、乞フ左ニ之レ
述ベシ

數字上より觀たる二年間の火事、最も注意すべき季節、年末から春に掛けて火事が多くなるとは毎年の統計の示す處である其の原因に就ては種々の關係があるけれど、年末になると何處でも毎晩夜業を續ける、小僧職人等は堪へ難き疲勞に覺えず坐眠りをする、身體が綿のやうに疲れ切つてゐるので仕事の終るのを遅しと碌々跡始末もせず寢て仕舞ふ爲め、自然火鉢の火が殘つてゐるとか、行火の取扱ひ方が粗末であつたとかいふ機會、則ち過失不注意の結果が尤も多い、夫れに冬は乾燥してゐるから尙ほ更ら燃え上り安い一朝これ等の不注意から火を出すと忽ち炎々天を焦さん許りに燃移つてこれより起る國家の損害は實に莫大なるものである、而して今や實にこの尤も注意しなければならぬ冬の季節となつた、最近警視廳に於て發表した明治四十四年及び大正元年の二ヶ年間に渉る過失不注意等より起れる失火の數及び燒失せる建物の損害高を見ると其の間實に戰慄に堪へぬものがある、即ち

明治四十四年の市部のは失火三七〇放火は三五不審火は四〇であるが、大正元年には出火三八二、放火六二、不審火二四となつてゐる、大正元年度に於て失火と放火が増加してゐるに不審火の減じてゐるのは其の筋の調査が行届いて來たからで、四十四年度の總數市部四百四十五に對し元年度は四百六十八件で又同じく郡部二百八十三に對し三百五件に増加して居る、燒失家屋は四十四年度が全燒半燒で市部六千五百三十五戸郡部八百八十八戸大正元年度は市部二千三百三十戸郡部五百三十九戸で其の戸數が非常に減じてゐるがこれは全く消防機關が完備して來たからである、而して燒失建物の損害は四十四年度は市郡部を通じて五百二十六萬六千九百七十五圓元年度は同じく二百五十三萬七千七百〇四圓となつてゐる、損害高の前年に比して夥しく減じたのは火事が少かつた爲である、更に其の發火の原因に就て見ると一番多いのが煙草の吸殻で、次が殘灰と燭突である、續いて炬燵と行火で、焚火洋燈火鉢や子供の火弄りなども其の主なるものである、又自用の浴場と炊事用の竈もこれに次ぎ瓦斯電氣も可なり多い一番少ないのが營業浴場の出火で火藥等の危險物は使用者側で注意すると見えて極めて少い、世の進歩するに従つて其の出火の原因も次第に複雑となり四十四年度には其の細別原因廿五種類になつてゐるが元年度には廿七種類となつて居る、又其の細別事故は四十四年度は五百八十八件で元年度は六百廿四件である、火事の季節に入ると共にこれを參考として更に一段の注意を要すべきである

沼津劫火の跡 金融杜絶し救護困難を極む、大正二年三月三日沼津町の幾ど全部を焦土と化し、大火後の慘狀は眞に筆紙の盡す處に非ず、一萬餘人の罹災民は、坐するに處なく着るに物なく、今尙餘燼の中に彷徨して別れし子を呼び妻を呼ぶ、殊に狩野川の流には疊簾笥の山を築き、家財什器は波の間に浮流せるが、中には小舟を泛べ

て河中の道具を集拾せるあり、町内各戸の倉庫も大部分焼却せられたる爲め、炊出しの米麥皆無にして救助の困難察するに餘りあり、沼津御用邸は僅かに十八九町を隔れるのみなりしも、幸ひ風上に位せし爲め事なかりしが、急報により三日夜八時五十分静岡縣知事は御見舞として御用邸に伺候し次いで白根保安課長岩井警務長等急行し共に芹澤多根氏別邸に一泊し、徹宵救護の方法を講じたり、尙赤十字社静岡支部よりは、丸尾醫學士十數名の看護婦を従へて來り同救護班及び警察部部の各救護班は、一時同町女子小學校に事務所を設置して鋭意救護に努めつゝあるが、死傷者頗る多數にして執れも多忙を極め居れり、損害は約百萬圓にして道中僅かに三千萬圓の火災保險を有する由なるが、火災の延長十五町幅員三四丁に達せり、數千の罹災者は郊外の野原に彷徨し居れり、原因は焼芋屋老人の過失、發火の原因は同町出口町青物商志村喜久太郎(七四)が、營業とする焼芋の籠に火を焚かんとする際、傍の鉋屑に燃え移り恠かる大事に至りたるものなるが、喜久太郎は申譯なしとて自殺を企てたるも家人に留められ、泣く泣く此の始末を警察に届け出て署内にて謹慎し居れり、四日午前中に判明したる罹傷者の氏名左の如し

東宮朝日(五三)同朝日久太郎(六〇)相川かれ(二二)松方三浦うさ(五〇)同吉澤よう(二七)新浦丹羽はま(一六)八幡丈山吉太郎(一三)同吉川口寛市(三五)大門佐々木常藏(四五)

而して之等は火の附いた荷物を負ひながら逃場を失ひ、此の世からなる焦熱地獄の責苦に遭ひ遂に重傷を負ひたるものにて、火災當時最も酸鼻を極めたるは、本光寺境内墓地にて荷物を纏めて多數罹災者の逃延たる所へ猛火の見舞ひし事として、到る處石碑は打倒れ墓穴陥落して棺桶露出したる間を老幼の罹災民號泣して右往左往する様

目も當られず

太后宮御救恤

沼津御用邸に御避寒中なる皇太后陛下には、今回同地大火の慘狀を聞し召され、四日御手許金三千圓御下賜の御沙汰あり、同時に皇太子殿下より金三百圓を御下賜ありたるが、尙は香川皇太后宮大夫より金三百圓、波多野東宮大夫より金五十圓、柳原典侍より金二百圓、皇太后供奉高等官一同より金二百圓、岩倉書記官より金五十圓、東宮職供奉高等官より金六十圓を義捐されたり、

死體續々發見、焼死體の發見されたるもの午前中に十個あり、尙ほ十數人の焼死者ある見込みにて、其の筋の役員等鋭意焼跡の發掘に従事し居れるが、發見の報傳はる毎に、子を見失ひたる親、父母に分れたる子女の何れも其の行衛を氣遣ひて、轉々集る様悲慘目も當てられず、而して此等の發見されたる死體の中には、荷物を背負ひながら上半身を焼かれて路傍に横ばるあり、全身黒焦となりて灰燼に埋るあり、酸鼻を極め居れり、焼失千三百戸大火の爲交通機關全滅せし沼津町は、四日午後一時に至り電信電話とも閉通するに至れり、尙四日静岡縣廳に達したる公報に依れば、焼失家屋は千三百三十三戸にして四日夜迄判明せる死傷者は、死者七名負傷者三十一名にして引續き取調中なりと小學生握飯を配る、警察警並に役場員は協力して各所に大籠を設けて焚出をなし、之を握飯となし、多數の小學生を召集して各自に胸籠等を携帯せしめ、其の中に握飯を入れ、停車場附近其の他罹災者の蟻集する邊に頒布せしめ居れり(沼津通信)

農商務省商工局ノ調査ニ據レバ

明治三十六年ヨリ同四十年ニ至ル五ケ年間ノ全國(三府四十三縣)ノ年始現在戸數、合計四千五百十五萬五千五百十五戸ニ對シ、同五ケ年間ノ罹災戸數合計十七萬三千百九十八戸ニシテ、平均千分率三戸八分三厘六毛ニ當ル、故二十年間ニ於テ千戸ニ對シ三十八戸三分六厘、百年間ニ於テ千戸ニ對シ三百八十三戸六分ノ罹災戸數ニ當ル、即チ日本ノ民戸ハ二百七十一年弱ニシテ、全戸灰燼トナル勘定ナリ、又人生ヲ五十年ト見積レバ、人一代ニシテ千戸中百九十一戸八分ノ罹災者アル割合ナリ又假リニ一戸ノ損害ヲ千五百圓ト見積レバ、五ケ年間ノ罹災戸數合計十七萬三千百九十八戸ノ五分ノ一、即チ一ケ年間平均三萬四千六百三十九戸六分ノ損害額ハ、五千九百九十五萬九千四百圓ナリ、即チ十年間ニ五億一千九百五十五萬四千圓、百年間ニ五十一億九千五百九十四萬圓トナル

一ケ年間ノ損害見積額約五千二百萬圓ヲ回復セントスルニハ、國民ハ一ケ年五億二千萬圓ノ仕事ヲ爲サザル可カラズ、是レ五億二千萬圓ノ一割ヲ利益トセバ、夫レニ

テ漸ク五千二百萬圓ノ損害ヲ回復スルヲ得ベケレバナリ、嗚呼一ケ年五億二千萬圓一ケ月四千三百三十三萬圓餘ノ巨額ノ財産ヲ造出ストモ、管ニ損害ヲ償フノミニシテ利益スル所ナシ、然ルニ我が國民ハ一ケ月四千三百三十三萬圓餘ノ富ヲ造出シ得ベキヤ否ヤ、疑ヒ無キ能ハザルナリ、而シテ此ノ巨額ノ損害ヲ回復シ能ハザル内ニ、月々歳々新タニ罹災者ヲ生ジ、損害ノ増加寸時モ休止スル所ナシ、是レヲ以テ人ハ益々貧ニ、家ハ彌々乏シキヲ告グルニ至ル、此ノ如クニシテ焉ンゾ家國ノ富ヲ増ス可ケンヤ、我が家國ノ貧弱ナルハ、寧ロ當然ト云フ可キナリ、噫火附、失火ハ殺人以上ノ罪惡ナリ、豈ニ恐レテ懼レザル可ケンヤ、庶幾クハ國民ハ、家内又ハ山林ニ於テ火ヲ失セザル様ニ深ク注意シ、初等教育ニ於テ之ガ講話ヲ爲シ、一般國民ヲシテ失火附火ハ強盜殺人以上ノ罪惡タルヲ了解セシメ、浮浪ノ徒ヲシテ、寒中暖ヲ取リ僅カノ握飯ト酒トニ有附キ火事場泥棒ヲ働ク等ノ爲メニ、容易ニ附火ヲ爲スガ如キ觀念ヲ去ラシメ、又一面都市ニ於テハ住民一致シテ防火壁ヲ設ケ、大火ニ至ラシ

午前二時半、前橋市堅町旅館横野館事小暮いち(三二)方より發火し、十一戸全焼宿泊客三名重傷を貰ひ五名猛火に包まれて焼死を遂げたり、原因は十時半頃女中石川ひで(二七)が勝手にて炊事を爲したる殘火が燃擴がりたるものにて、十九名の宿泊人あり、火事を發見せる時は下座敷一面は炎々たる火の海にて、二階に睡り居たる客人は逃場なく、夜具を往來に投出し二階より飛降り、漸く十一名の者が安全なるを得たり、重傷者は上州新報社員菊池磯三(三二)群馬縣土木技師泉代萬藏(四六)同田宮彦市(二五)にして、焼死者は利根郡川田村川田徳江喜一郎(四二)京橋區鈴木町五桶清平(四三)府下豐多摩郡内藤新宿館田與四郎(三一)及姓名不詳の男女二名にして、右兩人は同夜十時半頃投宿せし爲め、同家にて宿帳に記入せざりしものなりと、又重傷者は田中病院に入院中なるが、孰れも生命危篤なり、焼死者は全身悉く黒焦となり、男女の區別も判らず、屍體引取の爲め來りし人々も何れが其の本人なるや判断付かざる爲め困却し居れり、尙數日前より同市南部の溝渠掃除を爲し居り、同夜は斷水の爲め貯付たる消防夫も、何等手の出し様なく遂に全焼十一戸を出したりと(前橋)、熱田築港の猛火損害金高三萬餘圓、大正二年五月十日午後八時三十分名古屋熱田海岸西築地豆油製造株式会社流煙室(間口十間奥行九間)の入口より出火し、折柄の西風に煽られて火は見る／＼熾となり未だ一人の消防も断付けざるに早くも同一棟を焼失し、餘炎は飛んで隣接せる製造工場を燃焼し、火勢益々猛烈たらんとするも人家を離れし海岸の事とて消防に盡力する者無く、猛火海水に映じて光景悽愴を極め數分の後には同社は全く烏有に歸すべしと思はれし折柄、漸く熱田の消防組馳來り海水を利用して消防に努めたる爲め同一棟を半焼にて喰ひ止め九時三十分鎮火したるが同會社は名古屋市玉屋町の紳商平子徳右衛門氏等が資本金二十萬圓を以て設立し、去る三月一日より營業を開始

せしばかりなり、出火の原因は流煙室の附近にありしテンセンアニー(揮發油の類)へ、宿直の者が煙草の吹殻で
も落したるものならん、損害額三萬圓以上(名古屋通信)

一、左ニ刑法ヲ拔書シテ參考ニ供ス

第九章 放火及ヒ失火ノ罪

第百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十一條 第九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第八條又ハ第九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百一十二條 第八條及ヒ第九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一百一十三條 第八條又ハ第九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除ス コトヲ得

第一百一十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百一十五條 第九條第一項及ヒ第十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

第一百十六條 火ヲ失シテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第一百十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ

自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

第一百十八條 瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身體又ハ財産ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル

者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十三週 應急手當

尋一

一、衄血ノ手當

紙ヲ柔カニシテ丸メテ鼻ノ穴ニ栓ヲシ、頭ヲ少シ仰向クベシ、尙止マラザル時ハ鼻ト額ニカケテ濕手拭ニテ冷スベシ

一、縋帶ノ掛方ヲ習フベシ

諸子ハ雨降りノ休ミ時間ニハ、此ノ學級ニ在ル縋帶ノ掛方ヲ習フベシ
家庭ニテモ、縋帶ヲ求メ置キテ、家族ノ者ニ掛方ヲ習ハシムベシ

尋二

一、毒虫ニ螫サレタル時ノ手當

毒虫ニ螫サレタル時ハ、直チニ口ニテ毒血ヲ吸ヒ出スベシ、或ハ齒糞ヲ塗り、或ハ砂糖水又ハ薄キ「アンモニヤ」水又ハ二十倍位ノ石炭酸水ヲ塗ルベシ

一、毒蛇、狂犬等ニ噛マレタル時ノ應急手當

毒蛇、狂犬等ニ噛マレタル時ハ、直チニ傷ノ上下(一方ナレバ心臟ニ近キ方)ヲ緊シク括リテ血行ヲ止メ、且口ニテ毒血ヲ吸出シ、醫師ノ來ルヲ待ツベシ

尋三

一、傷ノ手當

小サキ傷口ヨリ血ノ出ヅルハ、一ニハ不潔物等毒物ヲ洗ヒ去ル爲ナリ、故ニ傷口ヨリ少シク出ヅルハ宜シキ事ナリ、其ノ傷口ヲ煮沸セル冷水ニテ洗ヒ、脫脂綿(消毒綿)又ハガーゼヲ當テ、緩ク結ビ置クベシ、尙ホ丁寧ニスレバ、昇汞水又ハ石炭酸水ニテ傷ヲ洗ヒ、消毒液ニ浸シタル「ガーゼ」又ハ脫脂綿ヲ當テ、縋帶スベシ
大怪我ノ時、血澤山ニ出ヅレバ、衰弱又ハ死スベキヲ以テ、清潔ノ布ニテ傷口ヲ抑

～又ハ傷口ニ近キ動脈ヲ抑ヘ間ニ合ハセニ出血ヲ止メ、醫師ノ來ルヲ待ツベシ
 簡單な止血法 迷信の止血法は甚んな危険がある、

出血を應急に抑へる簡單な止血法に就き醫學博士林春雄氏は左の如き注意を與へられた
 慌てるな、最も能くある身體の皮膚面即ち手の届く處に出血を見た場合は、消毒「ガーゼ」類の不潔ならざる布片
 に石炭酸なり昇汞なり硼酸でも可い有合せの消毒液を含まして局所に當て、指頭或は手掌で強く押す、是が血止
 めの一番好い方法で、小さい傷なら忽ち治る、大きな傷なら急して多量の血液をこぼさぬやう醫師の施術に移すに
 限る、周章て膏藥杯を貼のは却て局部を不潔にする虞れあつて好ましくない、一體血管内の血は水道鐵管内を壓
 力で水が流るゝやう尙且血壓があつて循環するのであるから、若し手や足の四肢から出血した時は取敢へず局部
 を上へ掲げる、又今少し心得ある人なら動脈を堅く押し出血の止るまで制へ通すのである、迷信的止血法、昔か
 ら善光寺とか云ふ様な名刺で護摩修行した其の殘灰即ち護摩の灰と稱するものが血止の靈藥と稱されて居る、是
 は頗る面白い言傳へて畢竟り灰は一旦火で焼かれ消毒した譯であるし、總て粉末類を局部へ散布すると、其處に
 血液の纖維素が溜つて血が自然に凝固して止まる、夫で利目のあるは當然であるが、一旦は消毒されても後に微
 菌が潜入して居る心配もあるし、袂屑杯も同様利目の無い譯なられど、非常に不潔なものであるから、此の種案
 入血止療法は甚だ危険である事を心得て貰ひ度い

尋四

一、火傷ノ手當

直チニ水ニテ冷ヤスヲ最モ可トス、又指位ナレバ、水中ニ入レ、腹、背ナドナレバ、
 濕布ニテ取換へ〜冷ヤスベシ、又種油、オレフ油、胡麻油、リスリン、ワゼリン
 ノ内一種ヲ塗り、脱脂綿又ハ「ガーゼ」ヲ石灰水ニ浸シ、濕布繙帶ヲ爲スベシ
 又鶏卵ノ蛋白ヲ塗り、繙帶ヲ掛ケ、醫師ノ療治ヲ乞フベシ

尋五

一、中毒ノ應急手當

毒ニ中リタル時ハ、温キ湯茶又ハ鹽湯ヲ多量ニ飲マシメ、毒ヲ吐カシムベシ
 又、硫酸ナド酸性ノ中毒ナレバ、灰汁等アルカリ性ノ物ヲ飲マセ中和セシムベシ

尋六

一、卒倒ノ應急手當

卒倒シ生氣ヲ失ヒタル者ハ、靜ニ臥サセ、衣帶ヲ緩ムベシ、而シテ顔色蒼白、額ナ

ド冷ニ居ル時ハ、腦貧血ナレバ、枕ヲ外ツシ頭ヲ少シク下ゲ、鼻腔ヲ羽毛紙擦ノ如キモノニテ刺戟シ、醫師ノ來ルヲ待ツベシ

若シ又顔色及眼赤ク、顔面熱アル時ハ、腦充血ナレバ、頭ヲ高クシ、濕布又ハ氷片ニテ頭顔ヲ冷ヤシ、冷エタル足ハ芥子泥ヲ塗り、又ハ湯タンポニテ温メ、又ハ静カニ摩擦シテ、血液ノ循環ヲ促シ置キ、醫師ノ來ルヲ待ツベシ

電氣に觸れて氣絶した時の手當 簡単な人工呼吸法、電氣に關する注意事項の改正が、大正二年六月廿七日の官報で發表されたが、其の内でも最も心得て置かれねばならぬ事は、過つて電氣に觸れて氣絶した場合の手當である、其の時は如何なる方法を執ればよいか左に之を掲載する

一、電氣に觸れて氣絶したものに人工呼吸を施すには、被害者の頸及び胸部の衣類を弛め、且つ其の上衣を脱して之を疊み肩の下に敷き頭を後方に垂れ、左記二法の一に依るべし、假令蘇生の見込なき様見ゆるとも、少くも醫師の來る迄は之を繼續せねばならぬ、甲法手術者は被害者の頭の上方に跪き、其の兩腕を握つて腕を頭の上方に充分引伸ばす。斯くすれば胸部擴大し空氣が肺中に入るのである、そして三四秒の後引伸ばしたる兩腕を前方に曲げて胸部を強く壓迫する、斯くすれば肺中の空氣が體外に排出される、此の方法は一分間に十五六回の割合で繰返すべし乙法手術者は被害者の上に跨つて拇指を鳩尾の邊に置く様、左右兩掌を胸壁に當てがひ、肺中の空氣

を排出する爲め其の部分に緊縮しつゝ、前下方に向つて強く壓迫を加へる、此の時手術者は自分の體の重みを利用して三四秒の後急に手を離すべし、此の方法も亦一分間に十五六回の割合で繰返す

二、人工呼吸を行ふ間に他の一人は舌挟みで(舌挟みの無い時は布片の類)氣絶者の舌を摘み、空氣を肺中に送る時は之を引出し、排出せしむる際は舌を元に戻す、之は人工呼吸法に最も必要なる事である、又若し氣絶者が堅く口を閉ぢて容易に舌を摘み出す事出來ぬ場合は、棒木切又は小刀の類等で強ひて口を開かしめ、此の方法を行ふ、又氣絶者に水又は他の飲料を飲ましむるのは大禁物で、水を吹き掛ける事も固く禁ぜねばならぬ

高

一、癲癇卒倒者ノ手當

癲癇ニテ卒倒シタル時ハ、全身痙攣ヲ起シ、口ヨリ泡ヲ吹出スベシ、此ノ時ハ静カニ褥上ニ臥サセ、舌ヲ嚙マヌ様、布片ナドヲ嚙マセ、發作ノ止ムヲ待ツベシ

一、打撲、墜落又ハ切傷ニヨリ、氣絶セシ者ノ手當
頭、顔面、胸部ニ冷水ヲ注ギ、又ハ氷嚢ヲ當ツベシ、氷嚢ヲ用フルニハ先ヅ之ヲ濕シ氷ヲ適當ニ碎キテ入レ、成可患部ニ布片ヲ置キ其ノ上ニ輕ク當ツベシ

一、縊死者ノ手當

身體未ダ温カキ時ハ、繩紐ヲ切リテ下ニ落スベカラズ、片手ヲ以テ身體ヲ抱キ、他ノ手ヲ以テ繩紐ヲ切斷シ、靜カニ下シテ顔面ニ冷水ヲ注ギ、人工呼吸法ヲ行ヒ、羽毛、藁等ニテ鼻腔ヲ刺戟シ、且繩紐ノ壓痕ヲ按撫スベシ

高二

一、瓦斯窒息ノ手當

炭酸瓦斯、古井戸、坑孔ニ生ズル硫化水素、燃用瓦斯、烟等ニヨリテ窒息セル時ハ速カニ出シテ、新鮮ノ空氣ニ觸レシメ、人工呼吸ヲ施シ、頭部、胸部ニ冷水ヲ注ギ、鼻孔及咽頭ヲ刺戟シ、胸部手足ノ摩擦ヲ行ヒ、葡萄酒又ハ「ブランデー」ヲ内服セシム

一、窒息者ヲ救フモノノ注意

室内ノ場合ハ、窓ヲ明ケ空氣ヲ入レ、古井戸又ハ坑孔内ノ場合ハ、多量ノ水又ハ石

灰水ヲ灌ギ、又傘ヲ開キ入レ、幾度カ上下シテ、惡瓦斯ヲ散セシムベシ、否ラザレバ救出者自ラ窒息シテ死スルコトアルベシ

一、溺者ノ手當

倒サマニ吊シテ、胃、肺、背ヲ壓シテ水ヲ吐カシメ、又ハ伏臥セシメテ、下腹ニ衣服ヲ丸メテ枕トシ、胃ヲ高クシ、兩手ニテ背ト胸ヲ壓シテ水ヲ吐カシムベシ、水ヲ吐カシメタル後、仰臥サセ羽毛又ハ藁ノ類ヲ以テ、咽喉又ハ鼻孔ヲ刺戟シ、煙草ノ煙リヲ鼻中ニ吹入レ杯シ、尙人工呼吸法ヲ行フベシ

一、中學、大學、高女、師範、高專、各種學校、家庭

以上記述スル所ヲ敷衍シテ授クベシ

尙ホ應急手當法ノ詳細ナルコトハ、救急法又ハ應急手當法ナド名ヅクル著書少ナカラザレバ、一讀セラルベシ

第十四週

復習

第十五週

復習

第三學期

第一週 公衆衛生

尋一

- 一、痰唾ハ痰壺ニ吐キ、途中ニテハ手巾ニ吐ケ
- 一、鼻紙杯ヲ教室及便所ニ棄ツルナ
- 一、學校ノ便所ヤ共同便所ヲ汚スナ
- 一、靴ヤ草履ニテ昇ルベキ舍内ニ入ラントスル時ハ、靴草履ノ裏ヲ良ク拭ヒ良ク洗ヘ

尋二

- 一、身體ヲ不潔ニシ、又不潔ノ衣服ヲ着ケテ、他人ニ惡臭ヲ嗅ガシムベカラズ
- 一、机内ヲ清潔ニシ、硯水ナド腐敗セシム可カラズ、腐敗セシムル時ハ、其ノ惡臭ヲ他人ニ迄嗅ガシムルニ至ルベシ

- 一、履物ヲ穿キタル儘、此ノ學校ノ運動場ノ腰掛又ハ公園ノ腰掛ケニ登ルベカラズ
- 一、泥下駄ニテ此ノ學校ノ運動場ノ砂利留内ニ入ルベカラズ
- 一、白癬、トラホーム、坏ノ兒童ハ、朋友ニ傳染セザル様注意シ、決シテ禁止サレタル遊具ナドヲ使用スベカラズ

尋三

- 一、共同用ノ飲料水ヲ汚スベカラズ
- 一、衣服、オシメ、大根ナド洗ヒツ、アル手、又ハ仕事ヲ爲シツ、アル泥手ナドニテ、共同井戸ノ水ヲ汲ムハ惡シキコトナリ
- 一、塵芥ヲ溝ニ棄ツベカラズ
- 一、神水ノ腐敗セル者ヲ飲ミテ、傳染病ニ罹カレル者アリ
- 一、醫者ニ掛ラズ祈禱ノミヲ爲シテ死セル者アリ

尋四

- 一、傳染病者ノ用ヒタル衣服夜具ナドヲ消毒セズシテ、古着屋ニ賣リ、又他人ニ使用セシムルハ、甚ダ惡シキコトナリ
- 一、肺結核等ノ患者ハ、茶店ナドニ憩ヒテ、湯茶ヲ飲ミ又食事ヲ爲セル時ハ、自分ノ使用セル器物ノ消毒茶店主人ニ注意シ、箸、湯呑位ハ携帯セヨ
- 一、種痘ヲ怠リ天然痘ニ罹カリ、他人ニ迷惑ヲ掛クベカラズ
- 一、鐵道院、船主等ハ、汽車、汽船、電車ノ中ニ居ル蠅ヲ驅除スベシ
- 一、予ハ辨當ヲ食スル時蠅ノ集ルニ困却セリ、外國人ニ對シテモ恥ヅ可キコトナリ
- 一、自己ノ不衛生ヨリ傳染病ニ罹カリ、他人ニ傳染セシメ、産業ヲ衰ヘシムルハ惡シキコトナリ
- 一、自家ノ傳染病者ヲ隠スハ、蔓延セシムル原ナレバ惡シキ事ナリ

尋五

- 一、個人衛生ト公衆衛生トノ別ヲ知ラシムベシ

- 一、公衆トハ「オホヤケ」ノ衆クノ人ト云フ事ニテ、不定多數ノ人ヲ云フ
- 一、自己ノ住スル市區町村ノ爲メニ、不潔不衛生ノ堀溝ナドヲ改良若クハ埋立テ、又公園、運動場ノ如キモノヲ設置スベシ
- 一、市區町村ノ先覺者ハ、幼燈、講話、印刷物、「ノツキ」杯ヲ以テ、公衆衛生思想ヲ鼓吹スベシ
- 一、公衆衛生ヲ怠リ、傳染病蔓延スレバ、其ノ市區町村ノ費用ハ莫大ニ嵩ミ、税金ヲ多ク出サザルヲ得ザルニ至ルベシ
- 一、公衆衛生ニ注意スル者ハ公德心ノ高キ者ナリ

尋六

一、警察犯處罰令

該令ハ第一條四項、第二條三十七項、第三條十七項、第四條一項、都合四箇條五十九項ヨリ成ル

其ノ内公衆衛生ニ關係アルモノヲ左ニ掲グ

警察犯處罰令

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ、三十日以下ノ拘留又ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス
- 十七、妄リニ吉凶禍福ヲ説キ、又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ、若クハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八、病者ニ對シ、禁厭祈禱符呪等ヲ爲シ、又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ゲタル者
- 十九、濫リニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十二、人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ穢汚シ、又ハツノ使用ヲ妨ゲ、若クハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三、河川溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨グベキ行爲ヲ爲シタル者
- 二十四、自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 三十二、他人ノ身體物件又ハ之ニ害ヲ及ボスベキ場所ニ對シ、物件ヲ抛擲シ又ハ放射

シタル者

- 三十四、人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ、又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
- 三十五、一定ノ飲食物ニ、他物ヲ混ジテ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 三十六、不熟ノ果物、腐敗ノ肉類、其ノ他健康ヲ害スベキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

- 七、開業ノ醫師産婆、故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セザル者
- 九、炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セズ、其ノ儘食用ニ供スベキ飲食物ニ、覆蓋ヲ設ケズ店頭ニ陳列シタル者
- 十、濫リニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ、又ハ之ガ取除ノ義務ヲ怠リタル者

第二週 傳染病豫防

尋一

- 一、ウツル病人ニ近ヅクナ
- 一、傳染病アル家ノ近所ヲ遊ブナ

尋二

- 一、學校ニテ手洗水鉢ニ手拭ヲ備附ケザルハ病毒ノ感染ヲ恐ル、故ナリ
 - 一、神苑ナドノ手洗水手拭ニテ手ヲ拭フナ
 - 一、各自ノ家ニ風呂桶ヲ備フルヲ可トス
 - 一、白癬、疥癬、濕疹、トラホーム、癩病坏ノ患者ハ、人ニウツサヌ様ニ注意セヨ
- 以上ノ病氣ハ接觸ニヨリテ傳染スル者ナレバ、微傷ニモ注意シ手當ヲ爲シ、患者ニ觸レズ、又患者ノ用ヒタル品物ヲ用フベカラズ

尋三

- 一、蠅ハ傳染病ノ媒介ヲ爲ス者ナレバ、殺シ盡クスベシ、糞又ハ蠅取瓶ニテ捕フルモ

可ナレドモ、蠅叩ニテ撲殺スルハ手練ヲ要ス、昔時ノ劍客吉岡兼房ハ、始メ紺屋職人ナリシ時、糊着篋ニテ、染物ニ止マル蠅ヲ撲殺スルコトニ妙ヲ得、遂ニ劍道ノ達人トナレリ

蠅を撲滅せよ 夏の一番厄介な奴宮島醫學博士談、何處にでも居るので左程怖ろしいとは思はないが、夏になつて出て来る蠅は實に恐ろしい危険千萬な代物だ、我々の喰べ物飲物は云ふに及ばず處嫌はず飛んで来る、而かも便所に這入り込んで不潔物の附いた儘の脚で遠慮なく座敷に飛んで来ることは人の能く知る處だ、恚んな處から傳染病の病毒を媒介する、昔昆虫學細菌學の進歩しなかつた時代には唯蠅と云へば五月蠅ものだとばかり思つて居たに過ぎぬのだが、最近科學の進歩と共に蠅の研究が進んで、そして怖ろしいことをやるものだと言ふことが判つた、病氣の種、蠅の體に着いて居る細菌を一寸鑑定して見ると、最も多い時には六百六十萬もあつた、其の細菌の中には腐敗バクテリアも居れば病原のバクテリアも居るのだ。殊に糞便の中でなければ發見されぬ大腸菌と云ふものが、大概の場合蠅の體に附いて居るものだ、病原菌の中にはチアス菌もある、結核菌赤痢菌、コレラ菌も居る、又蠅の外部ばかりでなく體内にも居るのだ、蠅の糞の中に多くの病原菌を發見する、殊に怖るべき結核菌を蠅が排泄すること夥しい、恚んな譯だから蠅に依つて傳染病が大流行を來した實例は中々多い、腸チアスの大流行の實例などは澤山ある、夫れから夏季小兒に多い急性下痢の如きも蠅が媒介することが多い、小兒の死亡率が夏季に入つて高まるのは一ツは蠅の爲だ、日本では此の蠅のことに關しては、極めて小規模な原始的な驅除法をや

つて居るのだが、歐洲で衛生設備の完備した處例へば伯林ミュンヘン、維也納の如な都市では、殊に蠅の撲滅法を講じて居るので、夏季の小兒病なる急性下痢、腸チアスで病死した率は甚だ少い、一體蠅と云ふものは何んな處に多く發生するかと云ふに、塵溜、流尻の如き野菜飲食物の残りなどの集まる即ち植物質の腐敗した處に卵を産みつけるので、氣候が蒸し暑くて恚んな飲食物の残りが腐敗し易く醗酵し易い時には、卵が一週間で蛆になり蛹になり蛹になるのだ、而も一匹の蠅が一度に百から百五十も卵を産むから、一夏中には七回も十回も此の經過を繰返すので理論上一匹の蠅から何億の蠅が出るか判らぬ位だ、恚んな怖ろしい繁殖力を持つて居て、人體に危害を加へることの甚しい蠅は如何にして驅除するかと云ふに、蠅の親を發生の盛でない時に取り去ること、これが第一で、夫には人體に危険の無い殺蟲藥フォルマリンを砂糖の如き蠅の好むものに入れて殺すのが可からう、第二には飲食物に蠅が附かぬ様にするのだが、これは消極的のやり方で面白くないから、蠅が發生せぬ様に根本的の設備をやるのが一番可い、其の爲めには一週間に一度宛塵溜めや流尻を消毒するもだ、消毒薬は石灰水、デシンプエクトール、石油などだ、夫れから日本の便所の改良は是非行つて貰ひたいものだ、あれでは蠅の養成をやつて居る様なもので、蠅から見れば便所も座敷も打つ通しだ、

- 一、虎列刺、赤痢、チブス、肺結核ノ菌ハ飲食物ト共ニ胃腸ニ入り傳染スル者ナレバ、此等ノ病毒菌ヲ嚙下セザル様注意スベシ
- 一、傳染病流行スル時ハ、器物ヲ洗フ水マデ沸騰スベシ

但シ冷水ニテ洗ヒテ、沸騰湯ニ入レ、又ハ沸騰湯ヲ灌ギ掛クルノミニテモ可ナリ

一、又夜間寢冷シテ下痢ヲ起サヌ様ニ注意スベシ

一、牛乳ヲ沸騰セシムルハ殺菌ノ爲メナリ

尋四

一、肺結核患者ノ口沫ヲ吸入セザル様注意セヨ

一、他人ノ赤子ヲ御世辭ニ愛セントテ、其ノ頬ヤ口邊ヲ嘗メツ、愛スルハ、心ナキ者ノスル事ナリ

是レ肺結核等ノ傳染病毒ヲ傳染セシメズトモ限ラザレバ其ノ赤子ハ勿論、親ノ迷惑ハ一方ナラザレバナリ

一、同患者ノ使用セル飲食器ニテ飲食ス可カラズ、又同患者ノ使用セル飲食器ヲ洗ヘル水ニテ飲食器ヲ洗フ可カラズ

一、同患者ノ咯血ニ注意セヨ

肺結核患者タル友人ヲ、介抱セル下宿生活ノ書生二人及ヒ寄宿舍同室生五人ガ、一ケ年ノ後相前後シテ死亡セル例アリ、是レ看病法ヲ知ラザリシ爲メナリ

一、薰蒸燒煮ハ微菌ヲ殺ス

一、罐詰食物ノ永ク腐敗セザル理由ヲ説明スベシ

併シ乍ラ腐敗又腐敗ニ近キ食物ヲ罐詰セル者アリ、其ノ鑑別法ニ二種アリ、一ハ上下ノ底ノ凸出セル者ハ腐敗シテ瓦斯ノ發生セル者ナリ、又火箸ノ如キ細キ金屬ノ棒ニテ打チ、濁音ナレドモ空音ナル時ハ腐敗ノ徵候ナリ

一、傳染病流行當時ハ、菓物魚類等ノ生物ヲ食ス可カラズ、

一、傳染病流行スル時魚貝類ハ、之ヲ煮テ食スレバ病毒ナシト雖モ之ヲ料理スル俎、庖丁、目籠、箆、皿ナドニ附着セル病毒ハ如何ニスベキヤ其ノ扱ヒニ注意シ殺菌セザレバ、病毒ニ犯サル、危険アルベシ

尋五

一、九種傳染病

コレラ、赤痢、腸チブス、バラチブス、痘瘡、發疹チブス、猩紅熱、チフテリア、黒死病

一、九種傳染病外ノ傳染病

癩病、流行性感胃、マラリヤ（瘧疾又ハ間歇熱）、麻疹、微毒、丹毒、肺結核、禿頭病等

一、傳染病微生物ノ形狀、大小、所在、繁殖法ヲ説明スベシ

肺結核と國家經濟 王子病院副院長岡安經三郎氏曰く、吾國現今衛生問題中の最大急務とし、又大和民族の死活問題として、黃白人種の比較疾病論より立論し適確に社會に教へ、吾人の心膽を寒からしむる國民病たる對結核問題は、大正維新と同時に高潮し來り世論を惹起し、結核病豫防撲滅に關する各種の計畫就り或は企圖せられんとす、猶日本赤十字社は萬國赤十字社の決議に依り、大正三年度より毎年金二十八萬圓を支出して對結核策に供せんとし既に社議一決せりと。又帝國衛生の主腦たる内務省は、人口三十萬以上の都市に結核療養所を設立せんとし之れが計畫成算も不日發表せられんとす、又一面に於ては本年度に於ける結核豫防撲滅問題の急先鋒たる小學校教員對結核問題に就いて當局文部省は之れが救済費として二十萬圓を支出し本問題即ち小學校結核問題の解決に資せられんとし、既に省議一定し今秋議會に提出せらるゝやに聞知せり。觀じ來れば斯の如く。今や我帝國

は財政豊富ならざる時に於て政府及び國民が斯業に着手せらるゝは、其の結核病者の内閣統計に依るも又事實に徴するも其の病者及び死亡數著しく増加し遂に世界に於ける結核國なりと先賢諸氏及び專攻學者より痛論せらるゝを以て識者の心膽を寒からしめ、又其の害毒の甚しくして且つ目前に其の病者及び死亡者を買視する爲め社會は其の慘害の甚だしきを恐怖戰慄し、遂に對結核問題は獨り済生の道に従事する杏林者及び爲政者間の問題のみならず、全く社會問題として、又吾等六千萬同胞の死活問題として注目を惹くに至れり。吾人微力なりと雖も本問題に就て腦漿を涸らす一朝の所以にあらず、茲に聊か研究調査をなし、此の處置及び救護策を講ぜんとするも亦吾人當然の使命たるを信じて止まざらんとす。今左に明治三十五年度より明治四十二年度に於ける肺結核死亡者數を示して世人の參考に供すべし。

三十五年總人員七三八八四、三十六年總人員八五一二七、三十七年總人員八七一五四、三十八年總人員九六〇二八、三十九年總人員九九〇六九、四十年總人員九六五八四、四十一年總人員九八八七一、四十二年總人員一一三五三〇

前掲四十二年度に至りては俄然其の死亡數増加して十一萬三千五百三十人の多數に達し、明治三十五年度の死亡數、即ち七萬三千八百八十四人に比して三分の二以上の死亡數の増加を見る凶事を示せり、而して此の内閣統計局の結核死亡數は眞の結核死亡數に非ざるは統計學者並に余等の覺知する所なり、即ち内閣死亡統計なる者は醫師の死亡届出を統計に成したるを以て猶診斷不明或は結婚又は結婚問題其の他の情實にて醫師其の病名を匿名したる者等を合すれば非常に愕く可き程の多數に達するものならんと信ず、是等隠れたる病者及死亡者を調査する方

かと言ふことを調査する必要が出来た、元來蚤は日本では夏に多く冬に少いのが常であるのに、ペストは何つとも一月二月の寒い頃に多いのである、之れが一つの疑問である。又印度でペストの媒介をするのはビユリツクス、ケオビス(印度蚤)と稱する蚤の種類であるが、此の種類は蚤が日本にゐるかどうかが之れが他の疑問である。元來此の蚤は印度洋洲フィリッピン等に多いもので歐洲では非常に少いのであるが、今迄日本では此の蚤に就いて調べた事がなかつた、動物學者すら調べなかつたのである。夫れで傳染病研究所では昨年春から此ケオビスを研究し始め宮島博士が専任で東京の蚤を調べたが東京には此ケオビスが居なかつた、然るに昨年八月から淡路國由良町にペストが流行し出した。由良町は淡路國の南端に位して東南海に面し戸數千七百八、人口七千六百八十八を有する小さい町で、他との交通が少い處であるからペスト病を研究するには、非常に都合が良く恰も生きたラボラトリの感があつた。此の由良町で蚤を調べて見るとケオビスが非常に多いことが分つた。由良町では四十年十二月より鼠狩りを始めたが、翌年になつて有菌鼠が時々發見せられ遂に八月からペスト病に罹る人が八名となり、有菌鼠は十一月に四百匹發見せられ、百八名の人がこの病氣に罹つた。之を人口割にして見ると百分の一餘である、由良町で今回採取した蚤の數は總數二百廿匹であつたが、此の中にケオビスは百廿二匹有つて之がペストの媒介をしたと言ふ證據が明であつた。其の一例を擧ぐれば今回ペストに罹つたものゝ中に巡查一名消毒人夫五名あつたが、之れは患者の家に入り込んで行く時足に匂上つて来る蚤の爲めに傳染したのである、又蚤にペスト菌が有るか無いかを調べる爲め、モルモット(兎の一種)の毛にコロ、ホルムを塗り、毛の間に居る蚤を皆取去つて之を一晝夜患者の家に放して後に調べて見ると、其の體には非常にケオビスが多く、三日程経つとも

ルモットはペスト菌の爲めに死んで仕舞つた。又患者の家に住む蚤の數は普通の家に住む蚤の數よりも遙に少いのである、斯くしてモルモットは蚤の研究に非常の功が有つた、猫とペスト、過般コツ博士が來た時猫はペスト菌を退治するに効があると云ふ語があつた。其の後種々の議論が有るやうだが今回調査した結果によつて見ると、小猫も時とするとペストに感染する事が有るが、普通の猫は決して感染するものでない事が知れた。猫の中で最も鼠を取る事の上手なのは養蠶の盛んな地方で飼育する猫である。又印度猫も非常に鼠を取る事が上手である爲めに、近頃傳染病研究所では懸々印度から此の猫を取寄せて研究してゐる。要するに猫はペスト病豫防の爲めに必要な動物である、理想的の驅除法、今回の研究によると動物の血を吸つて生きてゐる蚤は物を食はずに二週間も三週間も生きて居るが、動物の血を吸はずに生活してゐる蚤は一週間しか生き得ないと云ふ事が分つた。故に患者の出た家はモルモットを用ひて家中の鼠を狩り盡し、例のトタン張りの圍ひを施し二週間も打棄て、置けば其の家からペスト菌を全然除去する事が出来るのである、

一、種痘ヲ爲スハ天然痘ヲ免カレン爲メナリ

尋六

一、微菌中人類ヲ利スル者アリ、害スルモノアリ、利害ナキ者アリ

病氣の起り易い梅雨期が來た。是から陰鬱な梅雨期と爲つて毎日朝から雨が蕭々と降る、梅雨期は一年中最も病氣の起り易い時である、梅雨三十日と云ふ期節に入ると氣候が蒸し暑く空氣が濕つて總べての物が腐敗し易くな

る、冬の空氣に比較すると梅雨期の空氣は水分の量が多いので、微細な菌類や蟲類が發育するには、最も好い時期である、敵に種々の色の付いた種類がある松露、初茸、椎茸、なども敵の一種である、俗に云ふ敵と云ふのは學名を青敵と云ふので、これは鯉節パン菓物其の他食物の原料に付くのであるが、之は五月雨の頃ばかりでない秋冬にも生ずる、これは人體には少しも害はなく却つて鯉節杯は此の敵が生へると外側の悪い處を除いて味を増す事となる、次に我等が最も注意すべき恐ろしい敵は毛敵と稱する一種である、無色で二三寸位一面に毛の鱗に生えて處々に黒色の胞子があります、其の胞子の中に無數の胞子がある是が怖い有害のもので梅雨中などにフワ／＼と飛んで人間の咽喉などに入ると、之が爲め病氣になるので何處の家庭でも此の敵に注意しなければならぬ、又他に紅敵と云ふのがある、これは毛敵程恐ろしくはない、又有害な黒敵と云ふのもあるが、是は日本にはない、此の恐ろしい敵を防ぐには物を塵埃の付かない所に置くので、絶対に防がんには攝氏百度位の湯氣で蒸して置くより他に方法はない、又品物でも器物でも風通しの善い處に保留する事が必要である、又此の時期には敵菌が非常に繁殖して飲料水飲食物に混じて腸加管兒等種々の病氣を起し易いから不完全な下水と不良な飲料水とは實に梅雨期に於ける悪魔の棲家とも云ふべきである、飲料水は水道を用ふるから然らざれば一度熱して飲むと云ふ事が肝腎である、飲食物及牛乳なども必ず熱して充分殺菌した上に用ゆる事にしなければならぬ、又小供等は戶外に出て遊ぶ事が出来ないから運動不足となり胃腸を悪くし易いから特に飲食物に注意を要する、其處で最も簡単な室内殺菌法は毎朝室内で一匙の砂糖を火鉢に投じて燻せば燃焼して生じた煙が一種の瓦斯となつて空氣中の害菌を殺して終ふ、是は最も容易にして而も効力のある方法である、

一、身體ヲ健康ニスルハ豫防ノ最良法ナリ

身體健康ナル者ハ、胃腸ニ來レル病菌ヲ胃液ノ作用ニヨリ殺菌ス、假令殺菌シ能ハザルモ胃腸ニ携帯スルノミニテ病氣トナラズ、平氣ニテ經過スル者アリ、之ヲ菌攜帶者ト云フ、故ニ虎列刺、チブス等傳染病流行當時ハ、殊ニ夜更シ、過度ノ勉強杯ニテ、身體ヲ疲労セシム可カラズ、之ニ反シ、胃ヲ損シ、下痢ヲ催ス等、勢力ヲ弱ムル時ハ傳染病ニ罹リ易キ者ナレバ、警戒ヲ怠ル可カラズ

一、傳染病人ニ接セズ、病人ノ排泄セル汚物ニ觸レズ、流行地ニ入ラズ、衣食住ト身體

ノ清潔ニ注意スベシ、殊ニ住居ニツイテハ戸ノ把手ナドニ注意シ消毒スベシ

一、若シ患者又ハ排泄物ニ觸レタル時ハ、石炭酸水又ハ昇汞水ニテ消毒スベシ

一、消毒方法

甲、理學的消毒法

光線、熱湯、燒棄、薰蒸

乙、化學的消毒法

藥劑(昇汞水、石炭酸、フオルマリン、生石灰)

一、兒童ニ消毒法ヲ實習セシムベシ

學校ニ於テ消毒ヲ行フ場合ニ於テ生徒ヲシテ消毒法ノ實習ヲ手傳ハシムルヲ可トス
一、「オピンヅル」ハ傳染病ノ媒介ヲ爲ス

淺草觀音堂、牛込沙毘門堂等ニ安座シアル、「オピンヅル」様ナド稱スル木像ナドノ
局部ヲ撫ヅルハ、傳染病傳染ノ恐れアリ、即チ「オピンヅル」ノ目ヲ撫テ我が目ヲ撫
ヅルガ如キ其ノ一例ナリ

一、狂犬病又恐水病トモ云フ

狂犬少女を咬む 大正二年六月廿六日午後四時頃芝區高輪北町十下村すい方の畜犬は、通行中の同町五十三竹田
政吉次女しよう(八つ)の左足に咬付き負傷せしめたるより、訴へに依り警視廳より係官出張取調べたるに狂犬の
疑ひあるより、犬は留置を命じ第三部にて檢鏡に附したりと

左ニ、警視廳第三部ヨリ恐水病ノ傳染豫防ニ關スル注意事項ヲ印刷配附セラレタル

モノヲ得タレバ其ノ全文ヲ掲グ

狂犬病(恐水病)に關する注意 狂犬病とは如何なる病か、狂犬病とは名の示す如く犬の病氣である、併し、犬以
外の動物例へば牛、馬、羊、山羊、驢、豚、狼、猿、鹿、兎、鼠、南京鼠、又は鵝、鳩の如きも本病に罹り得る
のみならず吾々人間も亦本病に感染するものであつて、一度本病に罹れば速に適當の治療法を施さざる限り到底
助かる途のないといふ、他に類のなき極めて危険なるものである、流行の有様は如何であるか、本病は随分昔か
らあつた病氣で、歴史に徴するに、紀元前四百年頃に既に本病に關する記録がある、歐米諸國に於ては、千六百
四年に佛國、千七百年に伊太利、千七百十九年より千八百七十年に佛獨二國、千七百六十年に英國、千七百七十九
年より千八百七十年に米國に流行し、其より次第に蔓延して現今にては地球上到處本病の害毒を蒙らぬ所はない、
我邦に於ても明治廿五年に大分縣、廿六年に長崎縣、四十年に青森縣、四十一年に靜岡縣、及神奈川縣に流行し
た、東京府下に於ては明治三年頃より發生して、爾來年々多少の流行を見ぬことばなかつたけれども、非常の勢
を以て流行を來したのは即ち昨年である、傳染病研究所に於て最近十二年間本病の爲め豫防注射を施したる統計
を掲ぐれば、注射を受けた人が三十二年に三十九人、三十三年に六十一人、三十四年に七十二人、三十五年に八
十七人、三十六年に四十六人、三十七年に三十九人、三十八年に三十四人、三十九年に十三人、四十年に六十九
人、四十一年に百八十四人、四十二年に四百七十六人、而して四十三年一月より同九月迄に二百七十八人の多數
である、尤も此の内には地方より注射を受けに來た人又研究所より地方に出張して注射を施した人も含んでを
けれども、右は極々少數であつて、主に東京市在住のものである、右の統計に依れば注射を受けた人が四十一年

以來俄かに増加してゐることが分る、更に東京市内で人を咬傷した犬がどれだけあつたかといふに、本廳の調査に依れば本年一月より九月迄に九百壹頭で内畜犬が七百八十九頭、野犬が百十二頭である、猶前記九百一頭中狂犬と決定したものが四十頭で、内畜犬が二十五頭、野犬が十五頭である、而して被害者は畜犬の方に、七百七十名、野犬の方に百二十名ある、猶右の内狂犬とも非狂犬とも未だ決定しないもの即ち試験中の犬が目下四頭ある、此の事實に見ても、如何に此の恐水病が市内に流行しつゝあるか分る、如何にして人が狂犬病となるか、前に述べた通り、本病は元來犬の病氣なれども、犬と人との關係が密接であるから、自然犬から人に傳染する譯である、而して狂犬病となる徑路は如何だといふに、人が狂犬に咬まれたとき、其の犬の唾液中に存在する狂犬毒が、被咬傷者の創口より體內に入り神經を傳はり、段々と神經中樞即ち腦と脊髓に毒が廻るのである、狂犬病に罹つた人は如何なる病症を呈するか、病症は犬も人も略同様であるが、本病には潛伏期といふのがあつて、狂犬に咬まれても直ちに發病することなく、一、二ヶ月何事も無いのが普通である、中には其れ以前に急に發病するが、又稀れには一、二年の間何等異状なくして、突然發病する場合もある、扱て發病する時期は、咬まれた創口が全く治療して痕を留めざる後に至り、其の部に疼痛痒感又は灼熱の感を起し輕き發熱を覺ゆるのみならず、心神不安、發熱の状となり、頭痛を訴ふる等のことがある、此の時が前驅期又は潛伏期と稱する時期で、此の期に在ること三四日にして、發揚期といふのに移る、此の時期には狂犬病毒が己に延髄に達しておる故、咽頭及呼吸筋の痙攣を起し呼吸は不正となり僅の水を飲まんとするも咽頭に劇しき痙攣を感じ嚥下作用が出来なくなる終には唯水を見又は水聲を聞く丈にても、己に恐怖の念に驅らるゝが故に、本病を一名恐水病とも稱するのである、

斯くして段々と重症に陥り、唾液の嚥下全く出来なくなりて口外に流出する、音聲も亦嘶啞して恰も犬の吼ゆるが如き音聲となる、又甚だしき場合は、呼吸筋の痙攣に依て速かに窒息することもある、發揚期は大抵半日若くは二、三日位で痙攣期に移る、此の時是最早呼吸及び嚥下痙攣止みて、全身痙攣し、昏睡状態となり、結局は心臓痙攣のために斃るのである、咬傷を受けた時の手當は如何するか、若し犬に咬まれた時は、先づ速に其の犬が狂犬でなきや否を、獸醫に診斷してもらはねばならぬ、扱て其の犬が狂犬なりとの診斷が就いたらば勿論、疑診の場合にても、猶豫なく恐犬病の豫防注射を受けねばならぬ、此の方法は所謂「バスター」氏の療法と稱ふる者で、此の方法以外には、今日のところ此の病氣を防ぐ手段がないのである、此の注射を受ける者は、毎日缺かす、十八日の間連続して之を受けねばならぬ、若し一日でも此の注射を缺いたならば無効になる虞れがある、然らば注射を受けた人が皆悉く發病を防ぎ得るかといふに、極々少數の場合には奏効せぬこともあるけれども、大體に於て其の効驗は確實のもので早く注射を受ければ受くる程豫防の効力は顯著となるものである、今日東京で此の注射を行ひ得るところは唯一の傳染病研究所で其の場所は芝區白金臺町である、本病の豫防方法は如何するか、本病の傳播を豫防せんとするには、先づ犬と人との間に相互傳染の途を絶ち、且つ犬より人に傳染を防ぐ方法を探るの至當である、其の目的を確實に達せんには(一)畜主は其の畜犬に對し適當なる箱口具を使用するか又は畜犬を繋留すること(二)野犬及畜主不明の犬を捕獲することの二方法あるのみである、然るに世には畜犬愛護の念に驅られて、此の恐るべき傳染病の犬族間に流行しあるを打忘るゝ者があるのは、誠に遺憾の大罪である、若し此れ等の人々をして一度恐水病者に就て其の慘憺たる苦悶の狀況を見せしめたならば、箱口繋留等の處置に賛成を表す

るに相違ないと思ふ、
家蠅新撲滅法 エムプサ菌を砂糖水に混じて、蠅に食はしむ、追々夏に向ふので、蠅、蚊、蚤等の悪蟲が發生する時となつた、家蠅は殊に傳染病の媒介者として人類に忌まれつゝあるから、今左に其の新撲滅法を述べる事とする、元來家蠅が傳染病の媒介をなす事は、僅に十年以前に知れたばかりである、一九〇八年米國のジョン、パーンス氏は政府の命令を受けて、熱心に家蠅の研究をなし、其の結果は數冊の統計年鑑に報告せられた、之によつて家蠅が傳染病の媒介をなす事は確實になつたのである、而して媒介の方法は、普通口と稱する鼻及び脚である事はいふまでもない、家蠅によつて媒介せらるゝ病氣は腸チフス、赤痢、肺病、虎列刺、癩、眼炎、其の他數種ある、何れも恐るべき病氣ばかりなので、家蠅を食物の上にとまらせない爲には從來種々の苦心が行はれた、譬へば食物を網張りの戸棚の中へ入れるとか、器皿の上には矢張り細い網をかけるとかいふ事である、併し之等の方法は苟且の手段であつて、家蠅そのものを驅逐せざる間は、吾人は夏の間安んじて食物をとり得ざるわけである、然るに未だ家蠅を全部驅逐する方法は發見せられなかつた、家蠅には數種あるが、普通には稍や大形のムスカ、ドメスチカといふのと稍や小形のフハンニア、カニクラリスといふのとである、然るに家蠅にのみ寄生する一種の菌類にエムプサ、ムスカエといふのがある、之れを人工的に培養して家蠅を驅逐せんとする方法は、一八八五年グアレー氏によつて該菌が發見せられて以來種々試みられたが、常に失敗の不幸のみ見てゐた、然るに昨年の夏に至りエドガア、エツセ氏は、遂に該エムプサ菌の人工培養に成功した、そして之を精蜜と共に砂糖水に混じて家蠅の集る處に置いた、多數の家蠅はこの砂糖水を舐りなめて、自ら寄生菌の寄生を招き死滅するものが多

かつた、エムプサ、ムスカエ菌は家蠅にのみ寄生する微胞子であつて、青蠅には何等の効をも現はさない、併し青蠅は家の中に現はるゝ事が少いから、病氣の媒介の役を勤むる事も少ない譯である、ムスカトメスチカ及びフハンニア、カニクラリスの外に、該菌は厩舎に群る馬蠅をも仆すに至る、エムプサ菌は蠅の死後直ちに小菌絲を其の體外に放出するので、若し蠅の死體が窓枠にでもひつ付いて居れば、之等の小菌絲は蠅の形をなしてゐるので容易にエムプサ菌の爲に倒れたのである事を識別する事が出来る、此のエムプサ菌は蠅の外の他の動物には何の害をもなさない(大正二年五月十二日萬朝報)
蠅退治 衛生試験所の實驗簡單で有効な捕蠅法、
 驅除法に就ては何れの家庭でも頭痛を起して、或は硝子や網製の蠅取器などを備へて見るが、大して効のあるのは少い、故つて置けば傳染病の媒介もする恐ろしい小動物の事だから、東京市の衛生試験所でも種々研究を重ねた結果、最も簡單で効力のある驅除法といふのを案出した、同所長遠山博士の室に毎年蠅が多いので、星野技手は種々の蠅取器を使用したけれど、思ふ様に捕れないので困つてゐると、電燈の繩に多くの蠅が止まつて居るのを見たので、ハタと横手を拍つたのが初まり、試みに炭俵の葎を抜いて藁を塗りつけ、室の中央に吊して置いた處、忽ち眞黒に蠅が留まつて二日間に無慮三百餘疋の蠅が捕れて、室内に蠅の跡を絶つた、そこで種々研究して見ると、家の中に入つて来る蠅には二種あつて、一は小さくて灰色、他は黒色で大きい、而して小さい方は餘り下へ降りずに中空を飛んでゐるが、大きな方は壁に物の上に止まる、察するに小さい方は雄で大きい方は雌らしい、處が種々の蠅取器で捕れるのは主に雌で、雄は容易に捕れないからどれだけ取つても後から雄を募ふて雌が入つて来る、然るに新案の棒で取る蠅取法は、餘りに

下へ降りぬ雄の方が先に捕れるから、自然雌も夫へ寄つて来て遂には全部一本の棒に集まつて共に最期を遂げる事になる、これなら誰にも容易く出来る上、材料は何處の家にもある俵の葎を使用するのが一番好いのだから一面廢物利用の道にも適ふ、藁は兩端を一吋五分位づゝ殘して成る可く薄く付け、一端を麻糸で結んで天井の裏板から吊すのである、藁が厚かつたり棒の下端まで付いてゐると、折角留つた蠅が疊に落ちる虞があるから注意しなければならぬ、其から葎は藁を付ける前に皮を綺麗に剥いて、長さは一尺五寸位其を成る可く高い處へ吊すのが好い、さうすれば種々の蠅取器の如く、不潔の感を與へぬから客間などの天井に吊しても其れ程目障りにならないで、蠅は悉く居なくなつてしまふといふのである、家庭で早速試むべき事である、

恐るべき蚊 其の驅除法など、惡病の媒介、蚊には普通のクレーツキスと云ふものとマラリヤの傳染媒介をするアナフェーレンスと云ふものとがある。アナフェーレンスは熱帯地方のみにあるものと考へられてゐたが、既に京都でも北海道でもそれを發見し、また東京などにもある。只熱帯地方譬へば西亞弗利加の海岸ニシール河口のラゴースなどはクレーツキス一に對するアナフェーレンス九十九の割合を示す程澤山ある。此の地は有名な熱帯病の地方である。只日本内地ではそれが居ても數が反對のプロセントを示してゐるだけだが、居ることはクレーツキスもアナフェーレンスもぬる。此のアナフェーレンスも雄の方は植物性を食つてゐるが、雌の方は人間の血を吸ふ奴だから、マラリヤなどの恐るべきものを媒介する、石油と火事、クレーツキスとアナフェーレンスとの相違は、卵子の産み方から變つてゐる。クレーツキスの卵は小舟形をしてゐるがアナフェーレンスはマバラである。クレーツキスの卵は水面に出てゐるが、アナフェーレンスの卵は水平になつて泳いでゐる。クレーツキスの翼には何も無いが

アナフェーレンスの翼には斑紋がある。クレーツキスは身體を水平にして止まるが、アナフェーレンスは尻を後に跳つて四十五度を示して止まる。これ等蚊の豫防としては水溜を乾くしたり藪を少くする事で、獨逸邊りでは鯉を飼つて子子を除く様にしてゐるが、これも幾分効力はあらうけれど、必ずしも鯉が子子のみを喰ふ譯ではないから他に適當の方法を講じなければならぬ。最も其の蚊が卵子を産み附けた様な處へ石油を流すに限る。只これに就いて注意すべきことは、公衆が煙草を吸ふなどの爲めに、マツチを擦つて其の火を溝や其の他石油を流したところへ投げ捨てない様にする事である。折角蚊を防ぐ爲めに流した石油から火災を起しては大變であるから、家庭の人々も通行人も心得置くべき事で、其の筋からも何とか警告して欲しいものである。蚊の最も危険なのはコレラの傳染病を媒介することであらうが、また其の實例には接して居ない。尙ほ東京市から示した蚊、蠅及び蚤の驅除法を左に掲ぐ。蚊の驅除法、穴藏、家根裏、床下等隱匿場所を掃除する事△水溜をなくし下水に覆蓋を設け又は水面に少し許りの石油を注ぎ(一面にギラ〜となる丈)或は鹽基性炭酸銅の粉末を水溜に撒布する事△石油其の他藥品を用ゐられぬところには魚類(鯉、鯽、金魚)或は昆蟲類(松葉虫、蜻蛉の幼虫)を養ふ事、蠅の驅除法 藁其の他の方法を以て絶滅を計る事△幼蟲の發生せんとする物(いろ〜の汚物)を除去し又は蠅の之に觸れざる装置を爲す事△糞壺に片腦油を絶えず注入する事、蚤の驅除法 疊を上げて乾燥せしめ塵埃を去り床板床下を清潔に掃除する事△並に疊の間隙に蚤取粉若くは片腦油(ナフタリン)(酒精に溶解し)を撒布する事、

高一、中、師範、高女等
一、肺結核死亡數

明治三十二年ヨリ全三十八年ニ至ル七年間ノ平均死亡數ハ六萬三千三百二十九人ナリシガ明治四十年ニハ七萬五千五百四十四人、明治四十二年ニハ八萬二千六百二十三人ノ多數ニ上レリ、此ノ如ク我邦ニテハ肺結核死亡者年々多キヲ加フレトモ、歐米諸國ニテハ年々減少シツ、アリ、我邦ニテモ之ガ撲滅ノ策ヲ講ジ方法ヲ施サバ爾可カラズ

日本最初の結核豫防會成る。コ博士との約を重テ大阪結核豫防會成立、一昨年コ博士來朝の際日本に於ける結核病専門の各博士は世界に於て日本のみ結核豫防會なきを遺憾となし近く必ず組織すべき旨決議したるに拘らず未だ一の結核豫防會の組織を見ざりき、大阪の醫師間には、是非とも結核の最も多き大阪として第一に結核豫防會を組織するの要ありとなし、漸く大阪結核豫防會の成立を見るに至れり、組織の要項は官民一致協同して其の任に當り結核の如何に恐るべきかを一般人民に周知せしむるを期し、之が實行者としては學校教員、警察官吏、宗教家及新聞記者を特別會員として幹旋盡力せしめ、各醫師は元より職業上會員として實地の指導に任ずる由なり、而て之が事業の方法としては報告書を發行し海外の豫防方法を報道せしめ、一方結核豫防法を簡單に記したる印刷物を配布し又各地に講話會を開き更に經費の都合によりて幻燈又は結核病展覽會を爲し以つて一般人民をして肺病の恐るべきを知らしむる筈にて、此の如きは極めて幼稚なる豫防方法に過ぎざるも、徐ろに着手して結核病豫

養所其の他の設備を爲さん計畫なり、日本の結核病は年々増加しつゝあり、即ち明治廿一年頃には全國平均人口一萬人に對し結核の死亡者十人位なりしが二十年後の四十一年には五十人五分と増加し更に都會地の肺病の數は非常の速度を以て増加し居れり、殊に大阪府の如き明治廿一年には人口一萬人に對し十七人四分なりしもの四十二年には廿一人八分となり三十八年中には三十一人一分に上りし事あり、更に最近の統計に依つて日本の海陸軍の肺病除籍者を見る時は寧ろ戰慄を禁じ得ざる也、即ち海軍にては明治廿一年に肺病除籍者は一萬人中一九・三人なりしが廿年後の四十一年には七五人・四となり三倍半の増加を示し、更に陸軍の方を見るに一萬人に對し九人・一でありしもの四十一年には三五人・八てふ約四倍の増加を示し居れり、普通の家庭にては肺病を隱蔽する傾向があるを以て官署の統計はアテにならざれども陸海軍の除籍統計は確實なる増加の數を示すものなり、續つて外國の結核數を調査するに、獨逸にては明治廿一年に人口一萬に對し廿九人二分なりしが廿年後の四十一年に十七人一分に洩じ又英國にては明治二十一年に十六人四分なりしもの四十一年には十一人四分と減じ居れるに引換へ日本は約五割の増加を示し居れり、斯かる悲惨なる結果は何故に起れるやと云ふに全く歐米諸國は官民一政結核の撲滅に努め居れるためなり、此の結核撲滅を最初に企てたるは英國にてそれに倣つて各國は盛んに之に従事し居れり、昨年末に於ける獨米二國の結核豫防事業は次の如き多數を示し居れり

結核豫防會數	一五
國立、私立結核療養所	三三
小兒結核及疑似症療養所	九九
同森林休養所	八四
獨逸	二五〇
英國	五七
獨逸	二五〇
英國	五七

白雲アル者ノ使ヘル、手拭ヤ金盥ヲ使フナ

白雲アル者ハ、大勢ノ使フ運動道具ヲ使フナ

白雲アル者ハ、醫師ニ就キ、又ハ藥舖ヨリ藥ヲ買ヒ、藥ヲ着ケ縋帶ヲ掛ケテ置ケ

尋二

一、頑癬(一名タムシト名ヅクル皮膚病)

是レハ「トリヒヨヒト」、トンズランス「ト名ヅクル寄生蟲ガ、人間ノ皮膚ニ寄生スルナリ、此ノ蟲ハ人間ノ血ヲ食物トス、蝨蟻ノ腹中ニ居ル針金蟲ハ、蝨蟻ノ寄生蟲ナリ、皮膚ノ何レノ部分ニモ寄生スレドモ、殊ニ陰部、股間、臀部等ニ多シ

一、傳染豫防ト治療

皮膚ノ濕フ時ハ、速カニ蔓延スルヲ以テ、皮膚ヲ乾カシ置キ、且ツ清潔ニスベシ其ノ他前項白癬ノ豫防治療法ニ同ジ

尋三

一、疥癬(一名ヒゼント名ヅクル皮膚病)

疥癬蟲ガ人間ノ皮膚ニ寄生シ、人間ノ血ニヨリ成長蔓延スルナリ
白色球形ノ蟲ニシテ、肉眼ニテモ認ムルヲ得

初メテ犯ス所ハ、指間、手頸、關節ノ部、下腹、臀部、陰部、足蹠等ニシテ、漸次各部ニ蔓延ス

一、傳染豫防ト治療

痒痛甚ダシキ故、之ヲ搔ケバ液出ヅ、此ノ液ニハ雌蟲及ビ雄蟲居ルガ故ニ、之ニ觸ルレバ感染ス

其ノ他前項ノ豫防治療法ニ同ジ

尋四

一、蛔虫

蛔蟲ハ體圓柱形ニシテ兩端尖リ、長サ七、八寸アリテ黄色又ハ淡黄色ヲ帯ビ、人ノ

腸内ニ寄生ス、殊ニ小兒ノ腸ニ多ク寄生ス、一雌能ク六千四百萬個ノ卵ヲ産スト云フ、人ノ肛門ヨリ出テ又稀レニ口ヨリ跳ヒ出ヅルコトアリ

一、寄生豫防ト驅蟲

卵ノ附着セル野菜類ヲ生(香ノ物)ニテ食スレバ、腸内ニテ發育スルガ故、生ノ野菜ヲ食ハザルガ可ナレドモ、菜ノ香ノ物ヲ食フ者ハ、時々(一ヶ月ニ一度位)驅蟲藥「セメン」ヲ飲ムベシ、然ラバ蟲居レバ死シテ腸ヨリ出ヅベシ

尋五

一、蟻 蟲、十二指腸蟲、旋毛蟲(トリキナ)

蟻蟲ハ、蛔蟲ニ似テ極メテ小サク、人類ノ大腸内ニ寄生ス

十二指腸蟲ハ、長サ三、四分許アリ、人類ノ十二指腸及ビ小腸内ニ寄生ス

避暑前後の衛生 田圃には恐るべき十二指腸蟲が居る、身體を長くしやうとして避暑に出掛けて却つて悪くして歸つて来たなど云ふ話はよく耳にする處であるが、これは知らず識らずの間に十二指腸蟲に侵されたので、此の際避暑客は殊に注意を要するとして傳染病研究所の宮島博士は恚う語られた、十二指腸蟲は意外にも米國に於ける

排日の一因をなしてヤツと船が着いたと思ふと十二指腸蟲の疑ひありと認められて米國官憲から送還されて了ふ日本人が幾らもある、此の病氣は日本土着の者であると同時に國の威信にも關はることであるから、此十二指腸蟲に就ては眞面目に研究し撲滅を圖らねばならぬと思ふ、此の蟲は凡そお百姓の居る處糞便を取扱ふ土地には必ず生息して居るから、避暑に出掛ける人々は空氣が新鮮な野菜物や果物が新しく甘いとかかりシメくした地面を珍しがつて跣足で歩いて見たり汚い流れに入つたり野菜物を生食するのだから堪らない十二指腸蟲は遠慮會釋もなく皮膚から忍び込んで血管内を流れくして遂に十二指腸に潜り込むか、或は蟲の卵子が野菜物や果物に着いた儘人の口を通過して漸次十二指腸に入り、此處で無敵の子供をこしらへてソロ／＼人間に向つて手酷い惡戯を始める、この蟲の分泌するものが非常に毒な物で身體の肥しにしゃうとして胃の膽に送つた食物もこの蟲が、分泌する毒の爲めに消化する事が出來ず何の役にも立たず排泄されて了ふ、次で貧血を起し息切れがして物憂くなり根氣が失せ遂には着膨れとなる、學生などの神經衰弱だと言はれるものゝ内には此の蟲に侵されて居るものが多く中年以上のもので年齢の故で根が緩かぬと云ふのも是、小兒の發育不能に陥つて了ふのも是である、尙又此の蟲に侵されると一體に元氣がなく他の病氣に對しても抵抗力がなくなり藥の効驗も乏しくなる、例へば彼の梅毒の新藥サルワルサン即ち六百六號は良好なる藥物であるが、本來微菌に對する抵抗力を強める藥なるが爲に十二指腸蟲患者には更に効驗がないのである、この恐る可き十二指腸蟲は人體内に入つて五六年位生きて居て害を爲し、直接間接人命を奪ふに至るばかりでなくこの病氣は印度支那日本等の衛生思想の發達せぬ國に特有のものとして居るのであるから各人夫々注意して撲滅したいものだ避暑に出掛けた人も汚い流に入つたりせず跣足で成

可く歩かぬやう食物にも注意すると同時に避暑から歸つたら必ず醫者に糞便の検査をして貰つて早く手當をする
と云ふことにしたい、同じ野菜物でも都會に來るものは途中多くの時間を費すのと、更に清潔な水で洗ひ上げる
ので比較的害が少ない、統計に依ると空氣の混濁した都會の子供よりも空氣の新鮮な田舎の兒童の發育が悪い、
之も要するに十二指腸蟲にあること明かだ、米國では富豪ロスチャイルドの方で之が撲滅の方法を講ぜられて居
るが、残念ながら日本では未だソンの計畫が出来てない、切めて避暑に出掛けた都會の人々は恐る可きこの十二
指腸蟲を都會に持ち込んで尙ほ衛生思想云々の爲に米國より笑はれぬ様にされ度い、
怖る可き吸血虫 渡米邦人に悲劇を見せる十二指腸蟲、北米合衆國政府が渡米邦人に對して、從來嚴重なる健康
診断を行ひ來たりたるは世人の知れる處なるが、最近に至り更に十二指腸蟲に襲はれ居る者は絶対に上陸を許可
せずと布達し、邦人の渡米するものをして大なる痛苦を感じしめ、殊に彼の寫眞見合などにて結婚し、遙々渡航
せしものにして此の病の爲めに上陸を拒まれ、未だ見ぬ夫に逢はぬ別れの憂目を見る者益多きに至らんとせるが、
是に就き力行會長島貫兵太夫氏は語つて曰く、貴紳でも容赦せぬ米國が日本人排斥の目的から斯く厳しく云ふの
か、日本の醫學が幼稚なのか、何れにせよ渡米者に恐慌を來たさしめたのは事實で有る、最初は瘧疾を厳しく云
ひ、次で痲病患者を嚴重にしたが、更に梅毒トラホームと日本人中最も多きうな病氣に漸次變改したのは妙で
ある、今回の十二指腸蟲の如きも從來積積に於て充分糞便の検査をした上送る事にしてゐたのを、米國に着てか
ら更に一度検査を受け、若し患者と認めらるれば便乗船の碇泊中船中で養生させ、それでも全快せざるもののみ
を送還して居たのが、愈々明年一月到着即ち去十二日出帆した春洋丸以後の便船渡米者に對しては、全快すると

しないに拘らず、少しでも病氣があると認められたら容赦なく直に送り還す事になつた、依て此の際渡米せんと
する者は數ヶ月前より充分養生を重し健康を確めてからでなければならぬのは勿論、まかり間違へば米國の檢
疫に跳ねられて送り還されても構はないといふだけの覺悟を有する者で無くては駄目で有る、夫れから從來トラ
ホームや梅毒の時は上等船客に限り、特に紳士として健康診断を行はない事になつてゐたが、今回の十二指腸蟲
に對しては紳士でも貴顯でも總ての日本人に對して決行する事になつた云々と、人間の生血を吸ふ、右に就き本
病の専門家たる神田淡路町の杉山胃腸病院長は語るらく「十二指腸蟲の怖るべきは今更喋々する迄もないが近來
これが日本人に最も多く流行して居るので米國政府が今回の舉に出でたのは寧ろ當然と云はればならぬ、此の病
氣の最も早くから有つたのは埃及で、顯微鏡の出來る迄は病名すら判明せず、一般に埃及貧血病と稱して居たが
其の後顯微鏡が發明されてから十二指腸蟲と判明した、吾國最も患者の多いのは東京市並に群馬神奈川千葉靜岡
の各縣で甚しい處は一村悉く十二指腸蟲患者となつた處も有る位で、只其の病勢が肺結核や梅毒の如く激しくな
いだけで有る、此の蟲は恰も蛙の如くに十二指腸に喰ひ込み血液を吸ひ取るので、蟲其の物の吸取する量は少い
が、其の創口から洩れ出る血液が多量だから、襲はれた人は元氣が乏しくなり、貧血の結果常に蒼白い顔色をし
て居る、併し醫師に治療を乞へば、永くて三週間もかゝれば全快するのだが、素人は患ひ乍ら其を知らず、單に
氣分が悪い位に思つて過すから、漸次患者も多くなり、隨つて生産方に大影響を及ぼすので有る、蟲が如何にし
て發生したかは未だ判明せぬが、之を傳播して今日に至らしめたのは、人糞肥料が原因である、患者の大便秘を檢
すると五十名の中に勿驚五千餘萬の害蟲を含有して居る、普通人間一回の排泄量は七七十名位だから、毎回七

千餘萬の害蟲を排泄しつゝある譯である、依つて渡米するとせぬとに關らず、該蟲の被害を免れんとするには、果實や野菜の洗滌を好くし、必ず皮を剝くか煮るかして食ふ事にしなければならぬ」と

旋毛蟲(トリキナ)ハ長サ一分許アリ、多ク豚肉中ニ潜伏ス、人之レヲ食スル時ハ、腸ニ至リテ成育シ、無數ノ幼蟲ヲ胎生ス、此ノ幼蟲ハ腸壁ヲ破リ、血管内ニ入りテ筋肉ニ達ス、此ノ時激烈ナル症狀ヲ發シ死スル者アリ、而シテ筋肉内ニ入レバ、復ヒ他ノ動物ニ食ハルルヲ待ツ、トトリキナレノ潜伏スル豚肉ハ、無數ノ小點散在スルヲ以テ、識別スルヲ得ル者ナリ

新寄生蟲旋毛蟲の發見 豚肉検査を厲行せよ、此の程宮城縣下で發見された新寄生蟲旋毛蟲に就て、傳染病研究所技師宮島醫學博士は語つて曰く、トリキナ所謂旋毛蟲は日本に於ては今度始めて發見されたのであるが、歐米各國及び支那に於ては既に發見されてゐた。此の寄生蟲は多く豚に寄生するもので豚肉を生食する時人體に傳染し腸内に入りて發育す。糸の如き細き蟲で腸の中にて孵化し雌は腸中に死ぬけれど雌は體內に蔓延し淋巴管中にて幼蟲を産む。一正の雌蟲が産む數は少くも千五百正以上で之が淋巴管を傳はつて全身に蔓り、最後には筋肉殊に呼吸運動に關係ある筋肉に入りて袋を作り、其の周圍に石灰分を附着せしめて筋肉の活動を害し、呼吸困難を生じ遂に死亡するに至る。其の死亡率は約三十プロセントである、之れが豫防に就ては豚肉の検査を充分に厲行し、旋毛蟲

の寄生せる肉は其の發賣を禁止せねばならぬ、現に歐米では此の検査が極めて嚴重に行はれてゐる、又豚の外鼠も傳染を媒介するもので、殊に鼠の媒介力は豚に數倍であるから、豚肉検査の厲行と共に一方家鼠の驅除に力めねばならぬ、隣邦支那には非常に多く何時輸入さるゝやもはかられず私かに憂慮してゐたのであるが、いよく宮城縣下に發見されたのであるから、此の際特に豚肉に就て充分の注意をなし蔓延を豫防せねばならぬ。尙ほ一度旋毛蟲に侵されたる動物は治療すべき何等の方法がないのである云々。(大正二年五月十六日讀賣新聞)

蛔蟲、蟯蟲、十二指腸蟲、旋毛蟲ハ、何レモ蠕形動物ノ圓蟲類ニシテ、人類ノ血液ヲ吸フガ故、寄生スル時ハ、貧血ヲ起ス等異常ヲ呈ス

一、寄生豫防ト驅蟲

飲食物ハ焙炙煮沸シテ食ヒ、食器、手指等ヲ清潔ニスルヲ安全トス、又臺所道具ヲ戸棚ニ藏メ決シテ鼠ヲシテ嘗メ又ハ蹂躪ニ委ス可カラズ、鼠ニ嘗メシムレバ「ペスト」傳染ノ恐レモアリ、十二指腸蟲ニ犯サレタル時ハ醫師ニ治療ヲ乞フベシ

尋六

一、縊蟲、ダストマ

共ニ蠕形動物ノ扁蟲類ニシテ扁平體ナリ

縱蟲ハ數多ノ片節前後ニ連結シ、長サ二丈餘ニ達ス、頭ハ極メテ細ク絹糸ノ如シ、而シテ各片節ハ幾ンド卵ヲ以テ充タサル、縱蟲ニ三種アリ

第一ハ裂頭縱蟲ト稱シ、頭ノ前端ニ一對ノ縱溝アリ、之レヲ用ヒテ腸ニ吸着ス

第二ハ無鈎縱蟲ト稱シ頭ノ前端ニ四個ノ吸盤ヲ有ス

第三ハ有鈎縱蟲ニシテ、頭部ニ、四個ノ吸盤ノ外ニ環狀ニ並ベル一列ノ鈎ヲ有ス

一、寄生豫防ト驅蟲

第一、第二ハ、我國ニ多クシテ、第一裂頭縱蟲ハ、其ノ卵ガ鮭鱒其ノ他ノ魚類ニ食ハレ、三分内外ノ大イサニ成長シ、筋肉ニ潜伏ス、第二無鈎縱蟲ハ、牛肉ノ中ニ潜在シ、第三有鈎縱蟲ハ、豚肉中ニ匿ル、何レモ人ニ食ハルルヲ待ツ者ナルガ故ニ、右ノ肉類ヲ生食セザルヲ安全トス、犯サレタル時ハ醫師ノ治療ヲ乞フベシ
若シ肛門ヨリ出デタル時ハ無理ニ引き出スベカラズ、是レ腸間膜ヲ破ルノ恐レアリ

一、「ヂストマ」

「ヂストマ」ハ、木葉形ニシテ、體ノ長サ一寸ニ達ス、口ノ周圍ノ筋肉發達シテ吸盤ヲ造ル、體ノ裏面ニモ尙一個ノ吸盤アリ、牛、羊ノ肝臟ニ寄生シ、數多ノ卵ヲ産ス、卵ハ寄生動物ノ腸ヲ通過シテ體外ニ出デ、水中ニ落ツレバ孵化シテ幼蟲トナリ、體ノ全面ニ纖毛ヲ生ジ、巧ミニ水中ヲ游泳シ、ものあらいがひノ一種ニ逢ヘバ、直チニ其ノ體內ニ穿チ入り、皮膚ヲ脱シテ囊狀體トナル、此ノ囊狀體ハ囊狀體ノ子ヲ産ミ、其ノ子ハ更ラニ二代ノ囊狀體ノ子ヲ産ミ、其ノ囊狀體ノ内部ニ數多ノ「オタマ」ヲヤクシ」様ノ者ヲ生ジ、始メテものあらいがひノ體ヲ出デ、游泳シテ水邊ニ生ゼル牧草ノ葉ニ附着シ、尾ヲ縮メ殻ヲ被リテ牛羊ニ食ハルルヲ待ツ、既ニ牛羊ノ胃ニ至レバ、殻ヲ出デ小腸ヨリ肝臟ニ入り、此處ニテ完全ナル「ヂストマ」トナル

我邦ニハ、肝臟ヂストマ及ヒ肺臟ヂストマアリ、岡山縣ノ壘表ノ產地タル早島ト稱スル停車場アル町ニ、多數ノ肝臟ヂストマ患者アリ、寄生ノ徑路詳カナラズト云フ

一、村四千の中千人は患者。肺ダストマ病の猖獗。一村爲めに生活に窮す。新淀川の流を隔てただけで、極く大阪市に接近して居る大阪府西成郡稗島村に、此の頃肺ダストマが大流行で、稗島四千の住民申既に千人迄も冒されて居て、尙も盛に蔓延の有様物凄しく、爲に大阪市中へ青物魚類乾物杯の行商に來る約二千餘の同村民は、肺ダストマを恐るゝ大阪市民の爲に、親重代の得意先さへも出入を止められて、村民は今更の様に大狼狽の有様であるが、上村大阪府技師の談に據れば、肺ダストマ蔓延の遺筋肺ダストマと云ふのは、ダストマ蟲と云つて草鞋蟲の様な姿で、蛇の様な吸附く物を二つ迄も持つて居る様な蟲が、人間や動物の肺臓の皮の内側に吸附いて滋養分を吸取つて人間や動物を段々衰弱させ、又絶えず盛に卵を生附ける者である、併し此の卵は幸に人間の体内では決して孵らない、肺ダストマのある病人は、始終盛に痰を吐く、其の痰の中には常に數萬の卵が混つて居る、此の卵は日光に當れば直き死ぬが、水の中だと却々死なない、併し此の卵がどうしてダストマ蟲になるかはまだ解らないが、兎も角卵から三度變つて卵はダストマ蟲になるだけは解つて居る、そこで痰に混つて出た卵は、何時かダストマ蟲となつて其の中の僅か一二匹がどうかした機會で、下水や井水の中へ流れ込んで、水中に棲む魚類具類等の体内へ入つて、夫から魚肉具類と共に人の体内に入るのである、肺ダストマの豫防法此の肺ダストマ蟲に取附かれまいと思つたら、河水や淺い不潔な井水等で食器を洗はぬ事、勿論其の水は飲まぬ事、若し其の水しか無い所なら、充分其の水を沸かして沸騰させて、飲料水は勿論食器を洗ふにも可成沸かした水を食ふ事、野菜類でも魚類でも是非煮て食へる事が肝腎である、さすれば肺ダストマ蟲はいかに人體へ入らうとしても、到底入り得ないのである、又悪い水しかない所は、一時費用は掛つても輕便な物でも上水道を是非引く事、又痰を吐く

場所を定めて置いて、其處健康な人でも痰は必ず其處へ吐く事にして、其處に嚴重な消毒をする事等に注意さへすれば、肺ダストマは決して擴がる物でないから、以上の注意さへすれば何もさう恐るゝには及ばぬ物である、稗島村民罹病の理由、然るに稗島村民は豫てから衛生上の注意を喧ましく云はれるに拘はらず、一向聞入れずして全然下水の様な河水で食器を洗ふのみ、平氣で穢い水を其の儘飲み、又魚類野菜等も平氣で生まで食つた爲めに、遂に今日の様な酷い目に遭つて、大阪市中を唯一の得意として行商で生活を立て、居た同村は、今や此の爲めに商賣も成らず、あはれ一村飢えて死ぬ他ないと云ふ哀れな境遇に陥つて、今更の様に大騒をして居るのは、實に悲惨な譯である、稗島村の肺ダストマの本源は大阪市本田町邊に住む支那人らしく、多分本國から肺ダストマに罹り乍ら、日本へ來る者らしいのである、肺ダストマに取附かれた人は、血の混つた痰を吐く位で、鳥渡見ては大した事もない様であるので、兎角打抛つて置く人が多いので、自然病氣も擴がり易いとの事である、

第四週 病氣見舞及看護

尋一

- 一、病氣ノ見舞ニ行キタル時ハ、死亡ニ關スル談話ヲ爲スベカラズ
- 一、人ノ亡クナツタ話ヲスルナ

凡テ病人ノ力ヲ落スガ如キ嘶ヲ爲スベカラズ

尋二

一、病氣見舞ニ行キタル時ハ、重病人ニ面會センコトヲ求ム可カラズ、重病人ハ人ニ面會スレバ、心勞ノ結果多クハ病ヲ重カラシムル者ナリ
但シ父子兄弟ノ如キ、續柄ノモノハ此ノ限リニ非ズ
又病氣ニヨリ、且見舞人ト病人トノ關係ニヨリテハ、僅少時間面談スルモ妨ケ無カルベク、又止ムヲ得ザルベシ

尋三

一、病人ト談話スル位置

病人ノ頭ノ上方ヲ避クベシ、否ラザレバ病人ガ上眼ヲ使ヒテ、其ノ人ヲ見ル可ケレバ、病ニ宜シカラズ
病人ノ頭ヨリ少シ下ガリテ、胸部ノ見當ニテ、寢床ヨリ凡ソ三尺以上隔タリテ談話

スベシ

一、一ニ看病ニニ藥

病人ニ第一ニ必要ナ者ガ看病ノ良否デ、第二番ノ必要ノ者ガ醫藥ト云フ事ナリ

尋四

一、病室ハ、餘リ狭ケレバ不便ニシテ、空氣ノ不淨トナリ易キ者ナリ、階下ニシテ便所ニ近く、暖カクシテ空氣ノ流通、光線ノ射入良キ、靜カナル室タルベシ
一、寢具ハ輕ク軟カナル者ニテ、白布ヲ被ヒ、汚ルレバ取換フベシ
一、看護者ハ、病室ヲ清潔ニシ、整頓シ、自身ノ身體ト衣服ヲ清潔ニシ、病者ノ飲食器ヲ清潔ニスベシ

一、褥瘡(俗ニ床摺ト云フ)ヲ生セシメヌ様注意スベシ

床摺ハ、身體ノ一部分永ク壓迫スルニヨリ生ズル者ニテ、皮膚ノ一部ガ赤色トナリ痛ミヲ覺ユレバ、褥瘡ヲ起シ初メタル者ナレバ、之ヲ豫防スル爲メ、時々臥位ヲ變

ジ、寢衣ノ襜ヲ伸バシ、摩擦シ易キ部分ニハ、空氣枕ヤ眞綿ノ類ヲ當テ、且其ノ部
分ヲ時々清水ニテ輕ク洗拭シ、或ハ「アルコール」ヲ塗布スベシ

尋五

- 一、看病ハ親切ニシ、病人ヲ慰メ、病人ノ喜ブ様ニスベシ
- 一、看病ハ搔イ所ニ手ノ届ク様ニスベシ
- 一、看病ハ醫師ニ聽キテスベシ
- 一、脈搏ノ計リ方ニ慣ルベシ
- 自身ノ脚搏、又ハ朋友互ヒニ計リ合ヒテ習ヒ置クベシ、其ノ計リ方ハ、腕關節即チ
手頸ニ近キ撓骨動脈ノ表面ニ、靜カニ指ヲ觸レシメ數フルナリ
- 一、一分間ノ脈搏ノ數
- 赤子ヨリ大人ニ至ルニ從ヒ、漸々減ヲテ、老人ニ至レバ復ビ多クナリ、又熱度高キ
患者ハ、熱度一度ヲ増ス毎ニ、脈搏約八搏ヲ増ス

- 大人 六十乃至八十搏
- 十四歳 八十五搏
- 六歳 九十八搏
- 二歳 百二十搏
- 赤子(一ヶ月以下) 百四十搏位
- 老人 八十搏位
- 一、一分間呼吸數 十六回乃至二十四回

尋六

- 一、諸子ハ體溫器ヲ用ヒテ、體溫ヲ測ルコトヲ習フベシ
- 體溫器ノ價ハ、一個四五十錢ヨリ一圓迄位ナリ、體溫ヲ測ルニハ腋下ニ挿入スルヲ
普通トス、股間ニ挿ムモ可ナリ、腋下股間ハ十分乃至十五分間、肛門内ナレバ五分
間ニテ可ナリ

- 一、人體ノ温ハ、人ニヨリ多少異レドモ、平均三十七度ニシテ、朝ハ少シ低ク、夕ハ少シ昇ル、其ノ差ハ凡ソ五分ナリ、又食後、運動後、熱浴後ハ少シク昇ルモノナリ
- 一、病床日誌ニ記載スベキ要項

晴、雨、温度、體温、脈搏、呼吸状態、便通模様、飲食狀況、其ノ他ノ出來事

高一

一、灌腸

灌腸トハ、藥液等ヲ肛門ヨリ腸ニ灌ギ入ル、コトニテ、左ノ三種アリ

- 一、瀉下灌腸、便通ノ爲メ、肛門ニグリセリン座藥等ヲ挿入スル等
- 二、藥液灌腸、腸ノ病ヲ治ス爲メ
- 三、滋養灌腸、口ヨリ滋養物ヲ取ル能ハザル時

高二

一、罨法

罨法トハ患部ヲ緩解スル爲ニ、藥物ヲ皮膚上ニ施ス方法ナリ

(イ)、冷罨法

冷罨法ニハ氷ヲ用フ、腦膜炎、頭痛、逆上、其ノ他内外各部ノ炎症ヲ消スニ應用ス

(ロ)、温罨法

紋羽、フランネル、木綿ノ如キ布片ヲ折重ネ、温湯ニ浸シテ輕ク絞リ、患部ヘ當テ、油紙ニテ蓋ヒ、繙帶ヲ爲ス、疼痛ヲ和ラゲ體温ヲ保持スル等ニ應用ス

(ハ)、巴布罨法

亞麻尼末、麥粉、餛飩粉、麩、糖等ニ熱湯ヲ注ギ、團塊ト爲スカ、又ハ始メ水ヲ加ヘテ練リ、後チ煮テ粥狀トナシ、布片ニ包ミ、厚サ五分位ノ適宜ノ大イサニ拵ヘ、患部ニオレトフ油、又ハ胡麻油ヲ塗ルカ、或ハ油紙ヲ敷キ、其ノ上ニ載スルナリ、是レ化膿ヲ促ガスノ功アリ

(ニ)、乾温罨法

砂糖、穀物ナドヲ炙リ、袋ニ入レ、或ハ毛布、草類、瓦、菟蓐、温石ヲ充分ニ温
メ、或ハ懷爐ヲ用ユ、瓦及ビ石ノ如キ火中ニ熱灼シタルモノハ、一度水中ニ入レ
後チ厚キ布ニ包ムベシ

以上(ハ)ノ方法ハ、何レモ熱度ニ注意シ、火傷セシメヌ様注意スベシ、而シテ之ヲ
實施スルニ當リテハ、良ク醫師又ハ看護婦ニ質シ、遺漏ナキヲ期スベシ

第五週 妊婦ノ心得

一、妊娠分娩及産後ハ衛生ニ一層ノ注意ヲ要ス、而シテ此ノ心得ハ、女子ニ知ラシム
ルノミナラズ、男子ニモ亦知ラシムルノ必要アリ、大正元年十二月、予ガ知人ノ娘
ニシテ、人ノ妻トナリ臺灣ニ住メルモノアリ、分娩後五日目ニ産褥熱ヲ起シシニ、
其ノ處ハ邊卑ニシテ醫師ナキ故ニ、翌日汽車ニ乗セテ、二十里隔タリタル病院ニ入
院セシメタリ、入院後熱益昇リ、嬰兒ナドノ囁語ヲ云ヒツ、嬰兒ヲ遺シ遂ニ死亡

セリ、産後六日目ニ汽車ニ乗スルナドハ、大イニ戒シム可キコトナルニ、況ンヤ産
褥熱ヲ起セル者ヲ汽車ニ乗スルナドハ、實ニ戰慄スベキコトナリ、必竟スルニ、夫
妻トモニ産後ノ衛生ヲ知ラザルガ爲ニ、此ノ不幸ヲ招キタルナリ

産後ニ限ラズ、分娩及産前ノ衛生ニツキ、妻ヲ指導シ妻ニ命令スベキ權力アル夫ガ、
之ヲ無視スルガ如キコトアラバ、妻女及ビ胎兒タルモノ、不幸幾何ナルヲ知ラズ、
而シテ其ノ不幸ハ、夫モ亦之レヲ分タザルヲ得ザルナリ、是レ予ガ男子ニモ之ヲ教
ウベシト云フ所以ナリ

一、本項ハ尋常科第六學年以上、高等科及高等女學校、中學校ノ生徒ニ對シ、斟酌加
除シテ適宜ニ教ウルヲ可トス

一、食物ハ蕃椒、胡椒、山椒、山葵等ノ強キ香料ヲ食スベカラズ(産後モ亦同ジ)此ノ
類ノ品ヲ多食シテ流産セル者アリ

一、運動及仕事

適宜ノ運動ヲ爲シ、胃ヲ害セザル様注意スベシ、舞蹈、奔走、飛跳、乘馬、凹凸ノ道路ヲ車ニテ行クコト等ハ害アリ(産後モ同ジ)

重キ物ヲ持上グル事、重キ物ヲ荷フ事、片手ニ水桶ヲ提クル事、窮屈ヲ我慢シテ屈ム事、重キ引出シヲ開閉スル事、伸上ガリテ高キ所ニ手ヲ舉グル事等ハ害アリ

一、傷害

妊婦ハ躓キ輾ハヌ様注意スベシ

妊婦ハ緑日電車ナドニテ、人ニ衝當ラレザル様注意スベシ

一、服裝

妊婦ハ體ヲ冷サヌ様注意スベシ(産後モ然リ)、窮屈ナル衣服及帶ハ害アリ(産後モ然リ)

腰帶(五月帶又緋帶トモ云フ)ハ妊娠ノ半バニ至レバ必ず用フベシ、左スレバ子宮ヲ支へ、胎兒ノ位置ノ變化ヲ防ギ、腰部ヲ平等ニ温メ、且運動ヲ容易ナラシムル等ノ

益アリ

一、清潔

身體及ビ寢具衣服ハ、殊ニ清潔ニスベシ

一、安眠

妊婦ハ安眠ヲ要スルガ故ニ、夜番又ハ夜明シ等ヲ爲スベカラズ(産後モ同ジ)

一、安心

強ク精神ヲ感動セシムルコトハ害アリ(産後モ同ジ)、即チ甚ダシキ驚キ、怒リ、喜ビ、悲シミ等ハ避クベキコトナリ

一、妊婦ノ衛生ヲ疎外スレバ、流産若シクハ早産ノ害アリ

一、妊婦ノ乳頭ノ凹ムトキハ、分娩嬰兒ガ其ノ舌ヲ搦ミ着ケ難ケレバ、分娩七八週前ヨリ、日指又ハ吸角ニテ引き出スヲ可トス

第六週 分娩ノ心得

- 一、受胎ノ後八ヶ月ニ至レバ産着^{ウツギ}、後産入等^{ノチザシイ}ノ用意ヲ爲スベシ
- 一、分娩ハ通常受胎ヨリ四十週(二百八十日)即チ十月目ナリ、之ヲ臨月又ハ當リ月ト云フ、當月ニハ油斷スベカラズ、四十週前後ニ分娩スルヲ定期産ト云ヒ、四十一週以後ヲ晩産ト云ヒ、二十九週ニ至ラズシテ分娩スルヲ流産ト云ヒ、二十九週ヨリ三十八週ノ間ニ分娩スルヲ早産ト云フ、早産ノ嬰兒ハ生レテ乳ヲ呑ムヲ知ラザル者アリ、之レヲ育ツルハ容易ノ業ニアラズ
- 一、分娩中ノ産婦ニ、強キ精神感動ヲ與ヘザル様注意スベシ(分娩後モ然リ、假令畸形兒生ル、モ、之ヲ知ラス可カラザルガ如シ)、モウ産湯^{ウツユ}ガ沸キマシタ未ダデスカ
ト急キ立ツルハ宜シカラズ
- 一、畸形兒ノ生ル、ハ、妊娠中正シキ發育ヲ妨グルニ由ルナリ

- 一、案ズルヨリ産ムガ安イ
- 一、産出力(是レハ高等以上ノ女子ニノミ課スルガ可ナラン)
- 一、産出力ハ子宮ノ收縮ト腹壓トヨリ生ズ、故ニ産出力ハ強壯者ハ多大ナリ
- 一、陣痛(虫がかふる)トハ、子宮ノ收縮スル時、屢々疼痛ヲ起スコトヲ云フ
 - (イ)、陣痛ハ間歇性ニ發ス
 - (ロ)、陣痛毎ニ、子宮ハ收縮シ硬クナル者ナリ
 - (ハ)、陣痛ハ始メ弱ク、次ギニ強クナリ、漸ク減ズ
 - (ニ)、陣痛ハ下腹部ト薦骨部トニ起リ、夫レヨリ前ト下方トニ進ミ上腿ニ達ス
- 一、腹壓トハ、娩出期進ミタル時、腹筋ト横隔膜トガ、胎兒ノ産出ヲ促スヲ云フ
- 一、陣痛ハ不隨意ニ起レドモ、腹壓ハ或ル程度迄ハ産婦ノ思ヒ通り起スヲ得、故ニ妊娠中攝生ヲ怠ラズ、體力ヲ養ヒ置クハ安産ノ秘訣ナリ
- 一、分娩ノ時間ハ、人ニヨリ不同アレドモ、初産婦ハ八時間ヨリ十四時間、經産婦ハ

初産婦ヨリ短シ

一、分娩時ノ飲物

餘リ冷ナラザル水ヲ與フベシ、若シ産婦ガ寒氣ヲ覺ヘ、或ハ暖カナル飲物ヲ欲スル時ハ、薄キ番茶、或ハ麥湯ヲ與フベシ、決シテ濃キ上茶、コーヒ、酒類其ノ他身體ヲ暖カニスル飲物ヲ吞マシムベカラズ

一、分娩時ノ食物

餘リ熱カラザル飯湯、葛湯等ヲ與フベシ、肉類、野菜其ノ他硬キ食物ヲ禁ズベシ
一、分娩ニツイテノ迷信

或ル地方ニテハ、後産ノ娩出ヲ安ラカナラシメントテ、鼠糞ノ二ツ重ナリ居ルモノヲ産婦ニ白湯ニテ糲香ミニセシムル習慣アリ
分娩ノ中途ニ、家内ニ在ル袋類ノ口ノ、結ビ又ハ塞ギアルモノヲ開ケバ、安産ナルベシトテ、之ヲ開キ又ハ太神宮様ノ扉ヲ開ク習慣アリ

滑ラカニ滑リ出ヅル様ニトテ、急ギ「プノリ」ヲ煮テ産婦ニ吞マシムル者アリ

第七週 産婦ノ心得

産婦トハ、産褥ニ在ル婦人、分娩後四週乃至六週ノ間ニ於テ、其ノ身體漸々妊娠前ノ状態ニ復スル迄ヲ云フ

但シ乳房ノミハ、變化ヲ呈シテ乳汁ノ分泌ヲ始ム、分娩終リ安靜ニ眠ラシムル時ハ、全身ノ皮膚ヨリ發汗スルヲ常トス、最初ヨリ四五回ハ其ノ量多シ、此ノ如キハ肥立宜キ徴ニシテ慶スベキナリ

一、産婦ハ安靜ナラシム可シ

知人ノ見舞ニ應接シ、或ハ精神ニ強ク感ズルコト杯ハ避ケシムベシ

一、海仁草ヲ廢スルヲ可トス

初メテ分泌スル乳汁中ニハ、砂糖及ビ鹽類ヲ多ク含ム、是レ初生兒ノ胎尿ヲ排泄ス

ルニ適當セル者ナリ

一、産婦身體ノ安靜

如何ニ安産ニシテ經過宜シクトモ、分娩後八九日間ハ、身體ヲ安靜ニ平臥スベシ、若シ然ラズシテ安産ナルニ乗ジ、産褥ヲ離ル、コト早キ時ハ、疵口ヲ癒エシメザルガ爲メニ、血液ヲ混ジタル惡露強ク永ク下リ、終ニ種々ノ下ノ病ヲ生ジ、且ツ血アンマイト稱スル病氣ニ罹カリ、生涯ノ不幸ヲ招クニ至ル、加之産褥熱ニ罹カリ、數日ニシテ命ヲ失フ者アルニ至ル、返ス〜モ輕舉ヲ誠メザル可カラズ

産褥期間中ハ、針仕事及ビ讀書ノ如キ細カキ仕事ヲ避クベシ、之ガ爲メ視力ヲ害シ回復セザル者往々アリ戒シム可キコトナリ

一、産婦精神ノ安靜

劇シキ精神感動、即チ恐怖、憤怒、心配等ハ、數日間ニシテ、産婦ノ生命ヲ危クスルコトアリ、故ニ産褥室ハ、響キ少ナキ靜カナル所ヲ宜シトス

見舞人ニモ、分娩後九日間ハ面會スルヲ禁ジ、且ツ家政ノ相談或ハ差圖、其ノ他褥婦ヲ憂ヒシムル事ハ共ニ避クベシ

一、産婦ノ清潔

産婦ノ身體ハ、發汗、乳汁ノ分泌、惡露等ノ爲メ不潔ナル者ナレバ、身體ノ清潔法ニ注意シ、且ツ大氣ト衣服トニ注意スベシ

一、産婦ノ飲食物

分娩後三日間ハ、好ミニ應ジ、微温ノ牛乳、米粥汁、葛湯、砂糖湯、麥湯、番茶、ソツプ(パン入)等ヲ與フベシ。最初ヨリ鹽氣アル飲食物ヲ用フルモ害ナシ、四日目ヨリ米粥、雞卵、「ソツプ」(雞卵又ハ「パン」)又ハ餛飩ヲ入レ)ヲ與ヘ又二週間目ニ至レハ肉類、野菜、飯等ヲ與フベシ但シ肉類ハ鳩、カシハ、牝雞、ロース肉、輕キ魚肉、野菜物ハ百合、馬鈴薯、人參、獨活、干瓢、白隠元豆、菓物ノ煮タルモノ等ヲ可トス、三週間ノ後ハ常食ニ復シテ可ナレドモ不消化物ヲ避クベシ

一、產褥熱ノ原因

寒冷、食物ノ不良、身體及空氣ノ不潔、精神ノ感動、經過延滞ノ難産、胎盤或ハ脱落膜一部ノ胎留、些細ノ創面ヨリ腐敗性毒物ノ竄入等ナリ、腐敗性毒物ノ竄入ハ産婆ガ他ノ產褥婦或ハ產褥熱患者ヲ診斷シタル後チ、産婦ヲ診斷スルニヨリテ傳染シテ起ルコトアリ、故ニ産婆タルモノハ診斷ノ前後共ニ必ズ其ノ手ヲ石鹼ニテ丁寧ニ洗ヒ、且ツ爪間ニ附着スル不潔物ヲ良ク去ルヲ緊要トスル者ナレバ、吾人ハ世ノ産婆業者ニ向ツテ深キ注意ヲ望マザルヲ得ザルナリ

第八週 第九週 第十週

復習

實際的體育衛生講話資料終

大正三年五月十日印刷
大正三年五月十五日發行

體育衛生講話資料

定價金九拾錢

著者	小澤卯之助
發行者	東京市牛込區通寺町二十三番地 仙石春枝
印刷者	東京市京橋區弓町二十四番地 高橋郁
印刷所	東京市京橋區弓町二十四番地 三協印刷株式會社

不許複製

發行所

東京市牛込區通寺町二十三番地

三友堂書店

電話番町 二四七一番
振替東京 一四二五五番

大賣捌

(東京) 東京堂、北隆館、目黒書店、林平、(大阪) 三宅、福音社、東
枝支店、(京都) 東枝、(福岡) 菊竹、積善館、博文社、(熊本) 長崎次郎、
金書堂、(鹿児島) 吉田、谷村、(千葉) 多田屋、(廣島) 積善館、(佐世保)
白金日新堂、(豊前) 梅津、(札幌) 富貴堂、(神戸) 福音舍、其他

我が家の祖先は誰か？

特價金二圓七拾錢

概密顧問官 細川潤次郎先生題字
文學博士 井上頼圀先生序文

文學博士 萩野由之先生序文
姓氏研究會編纂

好評 再版

天覽

姓氏明鑑

全一冊
菊判紙數千頁
總クロリス綴
金文字入美本
定價金參圓

送料
内地 二錢
博覽會 二錢
海外 四錢

姓氏、氏族の由來沿革。諸姓氏の出自源流を網羅せる本書は、一國即ち一家たる、我が國特殊の家族制度の研究喧しく、祖先崇敬、家系尊重の國民教育上漸く重要な度を加へ來たるの今日、時世の要求に應ぜんが爲めに現はれたるもの、乞ふ各學校。史學研究家は勿論、萬戸に必ず一本を備へられんことを

本書には姓氏研究會
會員の章を添付す

會員は詳密なる家系圖其他姓氏
につき質疑し得る特典あり

發行所 東京 東區 牛車水 三丁目 三番地 三友堂

(天覽)

實驗 心身強健之秘訣

息心調和の修養法中傳

大隈伯爵 外十二大家の序文及び跋
養眞會長 藤田靈齋先生著 齋藤松洲畫伯裝釘

再改訂 第十八版發賣

大版五百三十餘頁
圖解及肖像入

●特製 小包十二錢
(新領土三十錢)

●並製 小包八錢
(新領土二十錢)

大隈伯爵を始めて數十大家が前人未發と激賞し、息心調和の修養とは何ぞや？ 治病。強健。練膽。脱悶。養眞を欲する人は速に實行して百歳の天壽を全うせられん方法は簡易にして効驗の偉大なることは證明なり。

發行所 東京 東區 牛車水 三丁目 三番地 三友堂

●『心身強健之秘訣』の姉妹書出づ

養真會長 藤田靈齋先生序
 エツチ・ジョエー・フォーバー先生序文
 フリッソンのスウェット・マーデン博士著
 大宮英之助先生譯

最新刊
心身修養の礎

大版全一冊美本
 紙數約四百頁
 定價 一圓
 送料 八錢

『アツシング・トゥーゼ・フロント』の著者として我國學生間に名聲噴々たる米國マーデン博士の良著「Peace Power and Plenty」を大宮先生が流麗にして極めて通俗に意譯せるものにして書中心の力、貧困、富裕、人格と健康の構成、心の化學、想像と健康、氣持と健康、年の寄る理由、自信力等十八章言々句々吾人の教訓たらざるなしれば世の弱者、病者、煩悶者、失敗者は勿論青少年其他苟も處世上幸福なる境遇を得んと欲する人の一日も缺くべからざる良書たり又教科書「Way to Happiness」(東京興文社出版)は此の原書の抜抄なれば同書を學ぶ學生諸士の好參考書なり

發行所 東京市牛込區寺町三三五 友三堂

●自習辭典中の霸王現はる

農學士 志賀重昂先生序文
 松井藤市先生編

好評 嘖々

最新
自學自習辭典

菊半裁判七百五十頁
 意匠美裝全一冊
 定價 六十五錢
 送料 六十五錢

志賀矧川先生本書に序して曰く「……(前略)然ればとて小冊の辭書は多くあれども、簡易是れ主とし、小兒の玩具同様のもの比々皆然りである。更に又從來の自習辭典なるものに遺憾ある點としては、漢字の部に訓及び熟語の少きことは第一にて、次には、故事も無く、然ればとて國語の部には不用とも云ふべき、古語のみを多く列べ立て、現代語及び俗語とては皆無てあり、又總じて解釋も平易ならず、一言にして要領を述べれば、多く實用に適せぬことである。今松井藤市氏の編せられたる『最新自學自習辭典』の原稿を見るに如上の遺憾を多く補つたものである……(中略)今日にては松井氏編の此の辭典を自習辭典中の第一等に推すものである」云々以て内容の一般を知るに足らんか、庶幾くは完全なる辭典を兒童に推薦し兒童をして過なからしめんことを切望す。

發行所 東京市牛込區寺町三三五 友三堂

東京府立織染學校教諭 菱山衡平先生著

最新刊

容易にできる 化學百戲

全一冊洋裝美本
定價 四十錢
送料 四錢

本書は菱山先生が多年化學教授の間に器械不用、實驗容易、實に誰にでも出来る珍奇不思議な面白い實驗一百種を集めた珍本で、思はず人をして化學作用の妙絶であることを叫ばしめる。本書は實に愉々快々の間に理科的智識を涵養させる有益な書です。又娛樂用としては彼の運動會や、同窓會や、學友會や、又は新年會其他會合の席上に於て何の苦もなく行はれ、會衆をしてアツと開いた口の塞がらぬ迄に一驚を喫せしむるも面白からふ。但し斷つて置くべきことは「世間にある手品の種あかしの類とは全然異つて居るの一事」だ速に實驗して三友堂書店の無責任でないことを知られよ。

發行所 東京市牛込區寺町三三五友堂

東京府視學 玉置省吾先生序文
東京府立織染學校長 早崎龜壽先生序文
同 校 教 諭 小林明二先生著

補習教育 大正新算術

全一冊二百餘頁
定價 三十五錢
送料 四錢

本書は多年算術教授に經驗ある小林先生が、小學卒業以上中學、高女一二年生程度の算術補習の目的を以て、苦辛の末案出せられし獨特の解方を懇切に説明せられし良書なれば、各種の青年補習學校、青年夜學校等の良教科書たるのみならず師範學校其他高等小學卒業程度の各學校入學志望者及び准教員の檢定受験者の豫習書、中學高女の初學年生、高等小學兒童、其他自習者等の必讀すべき良書なり。速に本書によりて算術力を増進せられよ。

發行所 東京市牛込區寺町三三五友堂

三友堂發行「本日一」の評判ある中師範・幼年

國語教授研究会編
能文作文辭典及文範
 定價 六十錢
 小包料 八錢

漢文教授研究会編
初學者漢文自習書
 定價 三十錢
 送料 四錢

早稻田大學 同高等豫備校講師佐久間謙・高見豐共著
高等學校數學受験叢書
 算術之部 六十錢
 代數之部 六十錢
 平面幾何之部 各七十錢
 三角及立體幾何之部 各七十錢
 送料 各六錢

谷田陸軍中將閣下題字及序文 古賀圓藏著
陸海軍人志願者手引
 定價 三十錢
 送料 四錢

松井藤市編
最新自學自習辭典
 定價 五十錢
 小包料 八錢

遠藤文學博士 田村浩著
立身成少年のために
 定價 廿五錢
 送料 四錢

國語教授研究会編
新小學綴方辭典
 定價 四十錢
 送料 六錢

好評重版
 國語教授研究会編
受驗準高等小學讀本自習書
 一年用 各廿錢
 二年用上 各廿錢
 三年用上 各廿錢
 三年用下 各廿錢
 送料 各四錢

三友堂編輯部編
東京府中等程度男女學校入學案内
 定價 廿五錢
 送料 四錢

三友堂編輯部編
最新五ヶ東京府各學校入學試験問題及答案
 定價 四十錢
 小包料 八錢

實業・高等女學校等へ必ず入學するに備へる書籍類

入學受驗豫習會編
最新三年ヶ全國中學入學綴方答案文例集
 定價 廿五錢
 送料 四錢

早稻田大學講師高見豐・武川鐵三郎共著
入學準備算術書
 定價 三十錢
 送料 四錢

中等受驗豫備學校編纂
入學準備國語讀本
 定價 廿五錢
 送料 四錢

東京府立第一中學校教諭淵脇透閣・岡田武熊著
入學準備作文書
 定價 二十錢
 送料 四錢

入學受驗豫習會編
入學試驗算術獨習書
 定價 二十錢
 送料 四錢

前東京高等師範學校訓導萬福直清著
入學受驗國語自習書
 定價 廿五錢
 送料 四錢

東京市立番町小學校長小關源助著
入學受驗綴方自習書
 定價 二十錢
 送料 四錢

入學受驗豫習會編
及第入學試験の受け方
 定價 廿五錢
 送料 六錢

三友堂編輯部編
東京府各學校入學試験問題及答案
 四十二年度 八錢
 四十三年度 八錢
 四十四年度 八錢
 大正元年度 五錢
 大正二年度 五錢
 送料 各二錢

算術教授研究会編
むづかしい算術の解き方
 定價 廿五錢
 送料 四錢

國語教授研究會編

最新
自在文辭典及文範

全一冊 ● クロ
ス製 ● 金文字 ●
函入美本
紙數五百九十頁
定價六十九錢
小包料八錢
(郵券代用 一割増)

本書は初めに作文法の秘訣を説き各論に於て古今大家の名文を掲げ、季節・天文・地理・歴史・動物・植物・礦物・人事・學問・藝術・産業・旅行・雜事の各卷に分ちて作文良材を蒐集し多數の練習を掲げて自由自在に名文を作り得る様にし作文書と作文辭典とを兼ねたる便利至極・低廉無比の良書である。故に本書一卷を備ふる時は何人といへども能文自在、敢て作文の下手なることを氣にするの必要なきに至ること疑なし。速に一本を備へて天下の文士たれ。

發行所 東京市牛込區通寺町三三五 三友堂

276
177

終

